

第二十六回国会
衆議院

国土総合開発特別委員会議録第十四号

(四九六)

昭和三十一年四月十六日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 五十嵐吉藏君

理事 山村善八郎君 理事 志賀健次郎君

理事 松澤 雄藏君 理事 竹谷源太郎君

理事 小平 忠君

愛知 揆一君 伊藤 郷一君

鈴木 直人君 夏堀源三郎君

三浦 一雄君 井谷 正吉君

石田 有全君 川俣 清吾君

北山 愛郎君

出席國務大臣

國務大臣 宇田 耕一君

出席府政務委員

自治政務次官 加藤 精三君

經濟企画政務次官 井村 徳二君

總理府事務官 植田 俊雄君

總理府事務官 淺野 義光君

總理府事務官 調査部長 松澤雄藏君

總理府事務官 自治行政官 長野 士郎君

總理府事務官 財政行政官 田中 倫治君

運輸技術官(鉄道監 督局施設課長) 田中 倫治君

建設事務官(計 画局東北興業株 式会社監理官) 沢田 一精君

四月十六日

委員 椎名悦三郎君、篠田弘作君及び

田中利勝君辞任につき、その補欠と

して鈴木直人君、夏堀源三郎君及び

井谷正吉君が議長の名で委員に選

任された。

同日

理事 松田鐵藏君辞任につきその補欠

として松澤雄藏君が理事に當選し

た。

本日の會議に付した案件

理事の互選

参考人出席要求に関する件

東北興業株式會社法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第九七号)

東北開發促進法案(内閣提出第一

九号)

○五十嵐委員長 これより會議を開き

ます。

この際お諮りいたします。理事 松田

鐵藏君より理事を辭任いたしましたの

申し出があり、これを許可

し、その補欠選任は、先例により委員

長において指名いたしたいと思ひます

が、御異議はございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○五十嵐委員長 御異議なしと認め、

松澤雄藏君を理事に指名いたします。

○五十嵐委員長 これより東北開發促

進法及び東北興業株式會社法の一部を

改正する法律案を一括して議題とし、

質疑を繼續いたします。北山愛郎君。

○北山委員 私は、主として開發促進

法の方を中心にして二、三お伺いた

したいのですが、この東北開發促進法と

いふものを讀んでみましたけれども、

非常に簡單なもので、しかも東北の開

發を促進するといふ点がどこである

か、実はよく納得がいかないのでござ

います。それで、一休全般的に見て、

この開發促進法が、従来の開發の進度

をどの程度に進めるのか、どういふふ

りに進めるのか、いわば、この法律の

のどこにあるか、ねらいがどこにあ

るか、ということをお伺いいたした

たい。

○植田政府委員 開發促進法は、条文

といたしましては、きわめて簡單なも

のであり、内容としては、

相当な政府としての方針を盛り込まれ

たものと考へておる次第でございます

す。開發の中心になりますものは、何

と申しましては開發促進計画、この法文

におきましては開發促進計画を立ててお

り、総合的な開發計画を立ててお

り、また、從來關連をしておりま

す各種の事業の総合性を確保する、あ

るいは施行の關連性を確保しまして、

經濟効果が同時に上るやうに各種の方

策を講じた、かやうに考へるわけで

でございます。開發促進法の中心は、た

だいま申しました東北開發促進計画で

ございます。

次に、東北開發についての政府とし

ての方針の問題でございますが、これ

は第十一條にございまして、「政府は、

開發促進計画を実施するために必要な

資金の確保を図り、かつ、國の財政の許

す範囲内において、その実施を促進す

ることに努めなければならない。」こ

う条文がございまして、この条文に

よりまして、事業を実施いたしますと

ころの官庁はもちろん、資金の方を担

當いたしますところの大蔵省におきま

しても、必要な予算の計上、あるいは

財政投融資の計画、所要財源の調達そ

の他につきまして、あと限りの努力

をいたすということに相なつておるわ

けでございます。

次の問題といたしまして、東北七県

は、青森県を除きますれば、財政再建

団体に属しますので、財政再建の特別

措置法が適用されておる範圍、時期に

おきましては、各種の政府の予算がつ

きまして、これを実行するのに各種

の制約がございまして、その制約

を、合理的な範圍内において解除する

必要があるわけでございます。その意

味においては第十二條に、地方財政再建

促進特別措置法の特例といふものを設

けております。これによりまして、合

理的な開發計画である限り、再建整備

法の制約を若干重視しないで実行でき

ることに相なるのじやないかと考へて

おる次第でございます。

○北山委員 どうも計画を作るとい

うことが促進になると、私どもは、そ

ういふふうに考へられない。計画につ

いては、すでに国土総合開發法によつて

いろいろな計画を作ることになってお

る。ところが、東北については、開發

法の規定に基いていふゆる二県以上の

地方計画といふことで、東北の開發計

画を作ることと決して不可能ではな

い。だから計画に關する限りは、何も

從來の法令によつて進めることに支障

がないじやないかと思ひます。それ

をまた、わざわざ東北促進計画とい

うものを作るといふことは、そこに何か

從來の計画とは異なつた意味を、今度

の計画、あるいは促進法において持た

なければならぬので、なぜ從來の国土

総合開發法でできないのか。そしてま

た、今度の促進法、あるいは促進計画

といふものは、從來の国土総合開發計

画とはどういふ關連に立つものである

か、この点を明らかにしなければ、今

度の促進法の意味がわからなと思ひ

ます。そういう關係を一つ明確にして

いただきたい。

○植田政府委員 ただいまお話のござ

いまして、国土総合開發法にお

いては、各種の開發計画を立てるので

ございますが、その一つとして地方開

發計画がございまして、この地方総合開

發計画につきましては、御承知の通り

数年前にすでに東北七県が連合いた

しまして計画を作りました。企画庁まで

提出いたしております。その点も御承

知のことでございますが、こゝにいた

る地方から持ち上げてくる計画を、國で

審査する形において開發を促進するこ

とにするか、あるいは今回の法案に

ございまして、國が作った方針に

従つて、國が強力に、先ほど申しまし

た十一條の趣旨に従つて財源措置を考

えて促進するか、こゝにどういふ若

干の違ひがあるわけでございまして。従

いまして、国土総合開發法の規定によ

りますと、東北にも地方総合開發計

画がございまして、関東にも、中部に

も、その他八つのブロック地域にそれ

ぞれできるわけでございまして、それ

をまた、わざわざ東北促進計画とい

うものを作るといふことは、そこに何か

從來の計画とは異なつた意味を、今度

の計画、あるいは促進法において持た

なければならぬので、なぜ從來の国土

総合開發法でできないのか。そしてま

た、今度の促進法、あるいは促進計画

といふものは、從來の国土総合開發計

画とはどういふ關連に立つものである

か、この点を明らかにしなければ、今

度の促進法の意味がわからなと思ひ

ます。そういう關係を一つ明確にして

いただきたい。

○植田政府委員 ただいまお話のござ

いまして、国土総合開發法にお

いては、各種の開發計画を立てるので

ございますが、その一つとして地方開

發計画がございまして、この地方総合開

發計画につきましては、御承知の通り

数年前にすでに東北七県が連合いた

しまして計画を作りました。企画庁まで

提出いたしております。その点も御承

知のことでございますが、こゝにいた

その地域の東北地方としての開発計画との性格上は、何ら差がないわけでごさいますけれども、今回は東北地方につきましては、北海道に次ぎまして、国が計画を作る、こういうところに相当な意味があるものと存するわけでごさいます。

○北山委員 そういふ点のみならず、今度の東北開発促進法の目的と、それから国土総合開発法の目的は、それぞれ第一条に書いてあるのですが、そこに若干の相違があるわけなんです。国土総合開発法でいへば、「国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、」云々と書いてある。ところが今度の「東北地方における資源の総合の開発を促進する」というように、資源の総合開発だけに限られておるわけだ。従って、そこに若干の疑問を私は持つておる。国土総合開発と今度の開発促進法とは目的が違つてゐないか。やはり事業、いわゆる計画の範囲が違つてゐないか。国土総合開発法は、国土の保全あるいは産業立地の整備というふうな問題も扱つておるが、今度の開発促進法は、もっぱら資源の総合開発ということにしばられておるのです。そういう点の違いがあるのではないですか。

○植田政府委員 ただいまお話のごさいますように、目的、かつ表現の仕方において若干違つておりますけれども、内容におきましては、そういう違いがないものと心得ておる次第でございます。その点若干申し上げますと、国土総合開発法の方は、これは国が計画を立てるものもございます。たとえば特定地域の計画につきましては、地方の提出して参りました計画を審議いたしまして、国が決定するわけでごさいます。その他の府県の地方開発計画になりますと、地方が作り出した計画を国が承認するという格好でございます。そういう意味におきまして、国が直接開発計画を立てるという場合は、若干違つた点もございます。それから今度の促進法におきましては、第一条に「資源の総合的開発」という表現をいたしたわけでごさいます。これはもちろん資源の開発が進みますれば、それに伴ひまして、その地方の所得もふえるわけでごさいます。また、そういう形におきまして、全国的な経済拡大の段階において各地方間の均衡ある発展ということを望めるわけでごさいます。その点を法文には書いておりましたけれども、この促進法の趣旨をいたしましては、そういうところも当然ならぬの一つとして考えておるわけでごさいます。

○北山委員 しかし、少くとも国土総合開発法においてその目的としておるところの国土の保全とか、あるいは産業立地の条件の整備とか、そういう問題は、今度の促進法に入つておらぬのです。しかも第三条の第二項の中にも「開発促進計画は、東北地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画」ということでありますから、少くとも国土保全、災害防除といったようなこと、治山治水といったようなことは入らぬ。それから厳密な意味における産業立地の整備、工業地帯の整備というふうな問題は入らない。資源開発

に關するよりなことはある程度入るでしようが、重点は資源開発であつて、国土総合開発にいつておるような、今申し上げた大体二つのおもな点においては、この促進計画においては主たる目的ではないのだ、入つておらないのだ、こゝろ言わざるを得ないのです。この法律の明文上、はつきりそうなつておるのです。その点ははつきり食い違つておるのですが、どうですか。

○植田政府委員 ただいまのお話のよう、そういう疑問もあるいは起らないわけではないかと存じます。けれども、第三条の第二項にありまして、この「東北地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発」、こゝろ書いてございすが、これはいわゆる開発対象を考へておるわけでごさいます。土地を開発するということとは、場合によつては土地を農業用地にも開発いたしますし、場合によつては工業用地にも開発するわけでごさいます。その開発する手段といたしましては、各種の産業基盤施設、公共事業を実施するわけでごさいます。その公共事業の中には、当然国土保全的な治山治水も入つて参るわけでごさいます。その意味におきまして、内容的には従来の開発計画において取り上げておる事項とほとんど変りはないと心得ておるわけでごさいます。

○北山委員 同じことであるならば、なぜこゝろいふに二つの法律でもつて違つた表現をするのですか。やはり国土の保全とか資源の利用とかいうようなことは、おのずからこれは関連はするけれども、別個の問題だ。事業としてもある程度はそこに限界があるわけです。従つて、少くとも国土総合開発法という法律でそういうものが書いてあり、今度の促進法においては書いてないというところは、それだけの違いがあるというところは明瞭なんだ。これは解釈の問題ではない、誤解の問題じゃない、はつきりこゝろいふに表現を違へておるのだ。従つて、私は今度の開発促進法をそのまま見ると、やはり今までの各地域における開発計画なんかでもわかる通り、国土保全とか資源の開発とか工業地帯の整備とか、そういう仕事の中で、もっぱら資源の開発の計画がしほられてくるというまゝ、そこに重点が置かれるのだ、そういう点で従来の国土総合開発とは違ふのだ、こゝろいふに解釈せざるを得ないのではないか。これは誤解の問題じゃない。法律の明文がそういうふうにはつきり違へて書いておるのですから、そういうふうな解釈せざるを得ないのです。表現を別にしておいて、同じ解釈なんということは言えないのではないですか。

○植田政府委員 私どもこの法案の立案に当ります場合におきましては、国土総合開発法の趣旨とは違つた開発計画を作るという考えは毛頭持つておりませんし、またこの法案の字句通りで、同一の解釈ができるものと心得ておつたわけでごさいます。これはまことに言いわけになるので、申しわけないのをごさいます。こゝろいふた開発促進法を作ります場合に、北海道開発法というものを参照したものであります。実は北海道開発法の第一条に同様の表現の字句がございす。しかも北海道の開発計画には、国土保存的な計画もあると存じておりますので、そ

ういふに解釈できるものと考へて、この案を作つたわけでごさいます。○北山委員 これはやはりこの国土総合開発法の中の、産業立地の適正化をはかるとか、最終的には、社会福祉の向上をはかるというのを目的とするという趣旨と、おのずから違つてくる。資源の開発ということならば、ただそこにある資源を開発しさえすればいいので、その土地の住民の福祉というふうなことは間接の意味しかない。地下資源なら地下資源を取り出してきて、どこかに持つていつても、それでも資源の開発にはなる。私はそういう意味では、国土総合開発と言う方が、やはり最終的な目標というものがはつきりする。今度のやつはもっぱら資源の開発促進ということになって、何かしら資源の開発だけの計画の促進というところでは、はつきりそこ目標が違つてゐるに考へられるのです。そういたしますと、今のような解釈ですと、開発促進計画というものは何を盛るのかというところが出てくる。第三条の二項に「土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画」といふことになつております。今のお話でありますと、治山治水から、砂防から、港湾から、あるいは工業用水とか、あるいは災害の復旧であるとか、そういうよりな広範な、いわゆる公共事業というよりな観念の内容になるような事業は、その促進計画の中にほとんど入るのだ、そういうふう

に了解していいですか。○植田政府委員 ただいまのお話になりました通りでございす。ただお話の中のお話復旧につきましては、これ

はまた別の系統の年次計画がござい
ますので、これはそちらの方に譲つてい
う問題かと思ひますが、災害防除とい
う性格のものは、当然入るものと考え
ております。従ひまして、従来国土総
合開発計画の中に入つておりました性
格のものはすべて入る、こういうふう
に御了解願つて差しつかえないものと
存じます。

それから、先ほど来お話がありまし
た社会福祉的な問題でございます。こ
の点も、この計画を作る際におきまし
ては、計画書としては入つて参りませ
んけれども、十分そういうところも留
意して計画を作つて参りたいと思つて
おります。

○北山委員 そのような促進計画を
作つて、そして特にこの法律でそれ
が促進されるという保証といひます
か、裏づけはどこにあるか、先ほどの
予算的な裏づけの規定ですね。第十一
条の「開発促進計画を実施するために
必要な資金の確保を図り、かつ、国
の財政の許す範囲内において、その実
施を促進することに努めなければなら
ない。」この規定を示されましたが、こ
の規定はよくある規定なんです。特に、
国の財政の許す範囲内においてやる、
国土総合開発法の中にもその規定があ
る。しかし、こういう規定の実体がどう
いうものかといふことは、もう皆さん
も御承知の通りです。財政の許す範囲
でといふことで、金がないといふこと
で進んでないのですから、そういう
規定を置いたからといって、従来の状
況で見れば、少しも促進にならない。
なるという保証はどこにもない。何か
促進計画を作つてやれば、東北の開発
が促進されるという保証が、これ以外

にはどうも見当らない。そこで、大臣
もおいでになりましたから、お伺い
するのですが、前にこの委員会が開発
促進法についてお伺ひしたときに、大
臣は、どうもいろいろ準備を整つてお
られないから、この法律はまあ出さな
いだろう、政府としては提案をしないだ
ろう、こういうふうな言ひで、すぐ
その直後に、今度は出すことにしまつ
たわけですね。ということは、要する
に、この促進法そのものに、内容的に
見ても、企画庁としては自信を持って
おられないのじゃないか、あるいは、与
党の方からおつづけられたような格好
になつて、内容はどうかであつても、
にかく促進法という名前を法律を出さ
なければならぬから、その責任を政府
がしよつて出したのだ、こういう経過
じゃないですか、どうですか、正直な
ところをお話願ひたい。

○宇田国務大臣 そういふわけではあ
りません。私の方の、政府の準備が十
分でない点がありましたので、なお検
討いたしておりましたが、そのうち政
府の方で準備が整いましたから、ここ
に御審議を願ひすることになつたわけ
でございます。どうかあしからず御了承を
お願ひいたします。

○北山委員 それから、先ほど開発部
長が言われた、この法律のありがたみ
といひますか、一つの問題は、地方財
政再建促進法の第十七条の例の制限、
これがある程度取つたのだから、こうい
うことなんです、この第十二条とい
ふものは、よく読んでみると、従来の
地財再建促進法の十七條、従来の運営
でも、この程度くらいのことではやつ
てきたのじゃないか、自治庁としては東
北の開発については、ある程度理解を

持ち、そしてさらに再建団体である
県についても、必ずしも七五％で公共
事業を制限するといふようなことをし
ないで運営してきた。現在の地財再建
法でもやれることが、あらためてこの
第十二条に書いてあるのじゃないか、
こういうふうな思ひのようですが、自治
側の率直な御意見を承りたい。

○長野説明員 この現行の再建法にお
きまして、東北開発については、運
用上やつていたのではないかと
お話でございます。従来におきまして
は、東北開発促進法というよりな建前
の上で考えたわけではございませんの
で、東北各県におきまされることの公
共事業は、財政の再建を阻害しない
で、きつた範囲、それからまたその場合
に、特別な開発に基く、従来の国土総
合開発その他によることのある事業も東
北各県にございまして、そういう
ものについての考慮はいたしたわけ
でございますけれども、今回東北開発促
進法によりまして、その開発に基く事
業がはつきりと法律上明確に規定をさ
れるようなことになりましたれば、これ
は確かにそういう意味で、一つ特別な
地位を東北の開発事業については与
え、またそれについて考えざるを得な
いことになるだろうと思つておりま
す。

○北山委員 どうもよくわからないの
ですが、おそろく自治庁としても、こ
の第十二条はあつても大した規定でな
いと思つておられるから、その気が現
われておるんじゃないかと思つて
が、率直にいつて、地財再建促進法の
運用でいけなかつたのか。あるいはそ
れ以上に、今度の十二條といふのを設
ければ、何らかのあらがたみがあるな

ら、その違ひがどこにあるのか。むし
ろ逆に、従来よりも範囲が狭まるん
じゃないかといふようなおそれすらあ
る。再建団体について、いわゆる補助
率を二割から上げるといふことは、
この促進法の規定によると、むしろ従
来よりも狭くなるんじゃないかといふ
感じがする。だから、地財再建法の運
営によつてもできないものがあつた
んだ、この十二條ではずつと幅が広くな
るといふことがあれば、それをはつきり
してもらいたいと思ひます。

○長野説明員 十二條につきまして
は、問題が三つ考えられると思ひ
ます。第一項におきまして、開発
促進計画に基く事業を再建団体が行
ふ場合は、再建が合理的に達成でき
ると思はれる限りは、必ずその事業
の実施について確保しなければなら
ないといふことで、再建計画の変更とい
うようなことが当然予想されるとい
うことを、法律は前提にしておるよう
に考へております。従ひまして、この法
律の建前からいひまして、開発促進
法に基きますところの開発計画により
まして、事業がふえてくるといふこと
を予想しておるのじゃないかと思
ひます。そういう場合には、必ずその
事業の実施を確保するようにしるとい
うことでございまして、その点で、
一つの事業実施上の確保といふ問題
と、財政再建といふ問題の調整をこ
で考へておるといふことが言えるの
じゃないかと思ひます。

第二番目には、第二項の問題であり
ますが、お話のごとく現在までのとこ
ろにおきましては、再建法に基きます
ところの指定公共事業と申しますか、

公共事業の中で指定をされております
ものは、再建団体においてはその補助
率を、通常の補助の割合よりも二割だ
け引き上げることにいたしました。こ
れは例外なくそうしておるわけ
であります。ただ昨年度の経験にか
んがみまして、今後の問題といふもの
をいかように取り扱ふかといふこと
で、本年度につきましては、関係省の
間におきまして、なお現在の指定事業
制度といふものを再検討するといふこ
とになつておりました、まだ結論を得
ておらない状況でございまして、そう
いふ場合に、そういう結果がどうなり
ましようとも、この促進法に基きます
ところの開発計画に基く事業の中の一
定のものにつきましては、そういう指
定公共事業の制度が、全体としてど
うなりましようとも、その部分につ
いては二割だけ必ず引き上げるんだとい
ふ、法律の保証を与えておるといふ
考えられます。

第三番目におきましては、第三項の
問題でございまして、現在の地方財政
再建促進特別措置法におきましては、
再建債を起して赤字を長期に上上げを
いたします財政再建団体、これを普通
の財政再建団体と申しておりますが、
その団体のみが、指定公共事業につ
いて特別な扱いを受けることになつて
おるわけでありまして、この第三項を
拝見いたしますと、今後再建債を起さ
ないで、準用団体として財政の再建を行
います県につきましても、指定公共事業
の制度を特別に準用するといふこと
になつております。そういう意味で、そ
ういふ県については、指定公共事業の
一定のものにつきましては、どうなり
が、この二割引き上げを保証するとい

新しい道が開かれたわけでございまして、その点につきましては、一つの法律上の保証が行われたということになろうかと思ひます。

大体以上の三点が、今までの制度よりは、法律に規定が具体的に明確にされましただけに、保証されたということになるんじゃないか。もつとも問題は、開発促進計画でいかなるものを内容とするか、ということにかかれておるようにも考えられますが、一応法律上の建前としては、保証されたと申しますか、そういう道がはっきりと示されたということになるのではなからうかと考えております。

○北山委員 この開発促進法の中で、一番ありがたみがありそうな第十二条というものは、実に奇麗な法律なんです。開発促進というのじゃなくて、開発促進のための補助率の引き上げなり何なりの恩恵を受けるためには、一度赤字団体にならなければならぬ。赤字団体にならぬと、その資格がないというところなんです。だから、今、長野県長が最後にお話になった、いわゆる準用団体の規定でも、再建団体でない県が、東北には青森県が一県あるので、青森県が除外されては困るというので、準用団体についてもこれを適用するという規定を設け、そうしてまた青森県の方も、わざわざこの促進法の規定の適用を受けるために、準用団体になる。青森県は自主再建でやっていったものを、わざわざ準用団体にならなければ、この開発促進法の恩恵を受けられない。こういう経過にあるわけですから、開発促進といつて、東北にある地方公共団体に対して、開発促進のためにいろいろな補助率を高めると

か、そういう促進上のいろいろな措置をやろうという趣旨が、この資格を得るためには、一度赤字再建団体にならなければならぬ、あるいは準用団体にならなければならぬというふうな、法をくぐらせるというか、これは非常な矛盾じゃないだろうか。加藤さん、どういふふうにお考えなんでしょうか。

○加藤(精)政府委員 どうも非常にむずかしい御質問でございます。われわれからお答えできるかどうかかわからないのでございまして、申し上げますと、大体が再建促進特別措置法というものが、何か非常に地方団体をいじめ

るために存在しておるようにおっしゃるのでございまして、自治庁といたしましては、むしろ非常に地方団体に利益を与えるためにこの法律を作ったことは、御承知の通りでございます。御質問になられました北山委員も、そういう御趣旨で御立法になったものだと考えておるのでございまして、その結果が非常に行政取扱いがよろしくないという御意見だろと思ひますけれども、そういう点はたいに改善していきたいと考えております。なお十二条は政府部内におきましても非常に問題になった規定でございますので、あまり詳しく申し上げるのもどうかと思ひますが、結局は地方団体の財政再建といふことは、今のわが国の地方行政におきまして非常に重要な事項でございますので、それを何もかも

ほったらかして、東北開発、振興だけの面をいくということにはしないで、そこを調和していきたいというふうに考え方を置いておるわけでございますから、そういうふうにお解りしていただきたいと思ひます。

重要事業といふものをどういふふう

に定めるかということが、非常に大きな問題なわけでございますが、これに

対しましては本法に、「自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める」ということになっております。もとよりこの立案に当りましては、各関係事業省とも十分協議してきめることにいたしておるのでございまして、また重要事業でない指定事業について、百分の百二十の率を減らすというふうなことは絶対にないやうに、自治庁当局、大蔵省当局等の間におきまして、覚書を交換しておるやうなわけでございまして、決して御心配のごとき窮乏な取扱いはいたさない覚悟でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

○北山委員 私のお伺いしておるのは、開発促進法があるならば、地財再建法なんか何も借用しないで、そんな手を借りないで、東北の県なり、あるいは市町村なりがやっておる事業について、これこれの事業については二割の補助率を高めるのだ、なぜそう書けなかつたのか、これでは一応赤字団体でなければ、また赤字団体にならなければ、開発促進法の適用を受けられないということになって、考え方としてもおかしいんじゃないかということ

です。それからもう一つは、ただいまの最後にお話になった、いわゆる第十二条の第二項の「自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なもの」と限定されている点なのです。これは事業範囲といふものがどの程度になるかというところで、非常に大事な点ですが、この規定を見ると、開発促進計画

に盛られておる事業といふものが大

ざっぱにある。その中で再建法十七条

の政令でいわれる事業が一部指定され

てある。その中で、さらに「自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なもの」ということで、三段階な

のです。まず開発促進計画の門をくぐらなければならぬ、その次に、地財再建法の十七条の指定事業の門をくぐり、最後に「自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なもの」ということで、非常に限定されておるのです。だから、むしろ私が申し上げたやうに、地財再建法の運用よりも狭くなるのじゃないかという心配がそこにある。そういう点から考えても、この規定は、むしろ再建法の運用

によつて行われるよりも、もつとありがたみのないものになるのじゃないか、こういう点をお伺いしておるわけ

です。○加藤(精)政府委員 ただいまの点は、私の理解するところによれば、赤字団体というその大前提の言葉なのでございまして。赤字が出る場合は、実質的には全部赤字団体にならなければならぬ、赤字団体にならなければ恩恵を受けられないということでございますが、赤字であつても、自主再建できる場合もあるし、それから促進法の指定を受ける場合もあるわけなんです、さ

きに申しましたやうに、再建促進特別措置法そのものは、何も赤字団体をい

じめるだけの法律じゃないのでござい

ます。また東北開発促進法の恩恵を受けるためには、特に貧乏にならなければならぬといふことはないわけでございます。その点私たちの考え方からい

は、単に各地方団体だけの責任だけで

できるものでもないことは、御承知の通りでございますし、また過ぎ去つた赤字はどうしても整備して、健全なる地方財政の上に立ち、均衡財政の上に

立つて、地方自治の発展をはからなければならぬという観点から、再建の指定を受けても一向不名誉でも何でもないで、その点が、あるいは北山委員と御意見が違ふかもしれませぬけれど、そういう観点から見まして、赤字

団体にならなければ、東北開発の恩恵に浴し得ないという考え方が、どうも十分に理解できないのでござい

ます。それで、これはちよつと意見の相違になるかもしれませんが、その点を申し上げておきます。

次に、再建の指定事業と、それから重要事業との関係は、これは重要事業の中に、また指定事業があるやうな御心配をしておられるようでございますけれども、そういうわけではないのでござい

ます。重要事業の一部は、再建の指定事業になり、また再建の指定事業の一部は、重要事業になる、こ

ういふやうなわけでございます。それによつて、再建団体の積極的な公共事業等が制肘されるわけではないのでござ

います。その詳しい関係は、関係説明員より御説明いたさせます。

○長野説明員 指定事業につきましては、重要事業と書いておりますが、現在の再建法の建前におきましても、過去三年の実績の七五〇というものを基準需要額と考えておりますけれども、再建団体の中で、事業の緊要度――

緊要な事業がある。そういうことを考慮して、自治庁長官が定めした場合

いう規定がございますが、東北開発促進法におきましては、緊要度というものが、たやすく新規計画というもので裏づけられるわけでございますから、その点で、さらにはつきりした計画として取り上げていくべきものと考えております。

○鈴木(直)委員 関連。ただいまの北山委員と政府の答弁に関連して、さらに明らかにする意味において、質問いたしたいと思ひます。この点は東北開発促進法の非常に重点項目でございますので、今後これを東北七県が推進していく上におきましても、これに対する解釈なり方針がはつきりしておらないと、今後非常に困難な事態も起るかもしれないということを考へております。

そこで、北山委員と政府との間における質疑応答もございましたが、北山委員もちつともはつきりしないというふうなお話でございますし、私も実ははつきりしないのであります。そこで、まず第一点であります、第一項が加藤政務次官の、苦心の作である、政府の苦心の作であるという点は、東北開発が非常に重要なことである。国策的にも、地方のためにも、重要なことである。だから、政府としては相当重点的に考へなくてはならぬ問題である。これは地方財政の再建ということである。たまたま東北の六県はその再建団体に入つておる。青森県はこれに準用されることになる。この点については別として……。そうすると、この非常に重要な東北開発という事業のために、府県の現在やりつつある財政再建がくずれするということになる。こういふふうなお話でございます。

ございました。従ひまして、両善主義と申しましようか、財政再建の線はくずさない、という点と、そうして重要な東北の開発計画は進めていく、この二つの重点項目を、二つながら目的を達成しようとするのが、この第十二条であつた、こういうふうな意味の加藤政務次官の御答弁でありました。条文もその通りになつておるのであります。そこでお聞きしたいのであります、その第一の重点である財政再建が合理的に達成できると認める限りということ、その第一の重点の線をくずさないという文句だろふと思ひます。

ところが、財政の再建が合理的に達成できると認める限りということは、一つの土俵である。その範囲内において、開発計画を国が実施していくんだ、こういうことになつておると、その土俵の中において開発計画というものの事業が行われることになるわけなんです。ところが各府県におきましては、歳入と歳出の関係がございまして、歳入の範囲内において歳出の予算が組まれることになるわけなんです。そうすると、歳出の予算の中に、先ほどお話がありました、いわゆる指定事業が加わるわけでありまして、その指定事業が——開発計画といふものも指定事業の中においてのみ行われるのであります。いわゆる開発計画が個々に行われて、そうして指定事業として指定されておらない開発促進計画については、国の援助がないようになつておる。この点については、あとから質問申し上げるのであります。この開発計画といふものは指定事業のうちの一部分である、こういうふうになつておる。しからは指定事業の予算がそこにある。その際に、開発

計画だけが優先的に、無条件に取り上げられていくということになると、残つた指定事業といふものは自然圧縮されるという結果になるのじゃないか、圧縮しなければ、開発促進計画といふのが、合理的に達成できる限りという範囲の土俵から出てしまふ。ところが、われわれの考へてゐる東北開発といふものは、指定事業以外にプラスしたいといふこと、いわゆる全国一律に各府県が持つてゐる指定事業の平均よりも、東北開発計画といふものをさらにプラスしたい、こういう考へ方でありまして、この条文によりまして、全国一律に考へてゐる指定事業の中において、東北七県においての開発計画に重きを置く、こういうことである。

それから、そうすると、開発計画を重点的に取り上げますから、予算の範囲内において指定事業といふものは自然圧縮せざるを得ないのじゃないか、そういうことが考へられるのであります。もし圧縮しない、各府県並みの指定事業をやるとするならば、その部分は、ほかの府県より以上の財源措置をしなければならぬということになります。そこで、私がお聞きしたい第一点は、開発計画といふものを優先的に、無条件に受け入れるために、他の指定事業が圧縮されるかどうかという点についてお聞きしたい。何か聞くところによると、それは圧縮しないんだ、そのために指定事業といふものはあつた、を食ふことはいないんだ、というふうな覚書のようものが関係各省間に取りかわされておるとかいう話も聞くのであります。そういうふうな覚書があるのかどうか、その点をまず第一にお聞きしたい。

○植田政府委員 だいたいまのお話にございましたように、三つのワクに分けてのお話でございます。一つは再建整備法の指定事業、一つは開発促進計画に載つておる事業、一つは促進計画の中の重要事業、この三つに分けてのお話でございますが、開発促進計画の内容といたしましては、現在再建整備法の指定事業になつておるものは、おそろく全部入るんじゃないかと考へております。これはもちろん、この法律に審議会の委員の皆さんの意見によつて決定するものでございしますが、おそろく指定事業はほとんど入るのではないかと、むしろ指定事業以外におきまして、たとえば林産開発のための林道でありますが、あるいはそれ以外の、公共事業ではありません、いわゆる狭い意味の公共事業ではありませんが、電源開発その他の産業基盤的な事業も入るのではないかと考へております。

その他の問題、指定事業と開発促進計画によるところの事業との間に相当開きがあるのではないかと、いうことについては、かりに起るといたしまして、そう大きな問題はないのではないかと考へます。そういたしますと、開発計画に載つておる事業の中で、重要事業と、そうでないものとの間の問題が一番大きな問題ではないかと思ふのであります。重要事業に重点を置きます余り、再建整備計画の中における重要事業ならざる指定事業が圧縮されるのではないかという御心配があらうかと思ひます。その点につきましては、関係各省に覚書を交換いたしまして、ただいま読みますような覚書がすでに成立

してゐるといふことを御承知願ひたいと思ひます。「東北開発促進法案第十二条第二項の規定により定められる重要事項の補助率引き上げは、当該事業量のいかににかかわらないものであつて、指定事業量の決定に当つても重要事業は別ワクとして計算するものとす。重要事業は別ワクとして計算されますから、重要事業の方が非常に伸びるということになつても、開発計画に載つておる他の事業には影響を与えない、こういうふうな御了解願ひたいと思ひます。

○鈴木(直)委員 今読み上げられたのは、第二項の補助率の引き上げに関するところの覚書ですが、第一項の問題とひつくるめて、一般的に従来の指定事業の事業は、そのために圧縮はしないのだ、こういう覚書であると思ひます。それは二割のいわゆる補助のアップをするのだ、こういうふうになつておるのかどうかをお聞きしたい。

○植田政府委員 だいたいまのお話の通りでございます。重要事業ならざる指定事業につきましては、現在の状況におきましては、補助率二割アップといふことになつております。

○鈴木(直)委員 それでは、この開発計画が行われて、そうしてそれを盛り入れるために、一般的に指定事業のワクを減らすことはしないし、またそれについては、現在の制度である限りにおいては、百分の百二十の補助率はやるのである、こういう覚書である。これは政府内部の覚書ではあるけれども、これは今後の行政取扱いとして、厳然として実施できるものであるといふふうな解釈をいたしておきます。

第二点でございますが、第二項によりまして、先ほど北山委員が質問をされたのでありますけれども、一二〇%の国の特別な助成というものは、再建整備法の第十七条に基づくところの指定事業に限るのである、こういうことであります。従つて、要するに第十二条に、第十七条に規定する事業に該当するもののうち、こうなつておりますから、この再建整備の指定事業に入つていないところの、いわゆる再建整備法第十七条に規定されていないところの事業、それ以外の開発計画については特別の補助はない、こういうふうに解釈してよろしうございませうか。

○植田政府委員 これは先ほど来自治庁の方からもお話がございましたように、重要事業については補助率の二割アップということをや法文で明記いたしました。それが、それ以外の事業につきましては法文で明記していない、これだけの違いでございます。それ以外のものにつきましては、再建整備法の系統の政令によつて補助率がきまつて参るものと考へております。

○鈴木(直)委員 重要事業という抽象的なことであります。一つ、法律に基づくところの言葉を使つて答弁をしていただきたい。すなわち、この法律に基づけば、再建整備法の十七條及びそれに基づく政令に指定事業といふものが列挙されている、その列挙されている以外のもの、東北開発の重点事業といふものは当然あるはずで、たとえば林道のようなのがあるはずで、林道は百分の百二十の補助は現在受けていない、といふのは、指定事業になつていない、再建整備法に基づく指定事業として指定されているものの中に、林

道は入っていない。ところが、今度山林といふものが入つていますから、おそらく林道についても東北開発の重点のものとして、これはいづれ決定されると思う。その際に、第一項によつてそれは取り上げるといふことであれば、第二項において林道とかさういふものについては百分の百二十という補助はもらえないということになつておるのですが、その点はどうかということとです。

○植田政府委員 財政再建特別措置法十七條におきまして、指定事業の根拠の規定がございませう。それに基いて施行令の十條二におきまして、指定事業の範囲が明確になつております。この指定事業を一つ申し上げる必要はないかと存じますが、その中には林道は入つておりません。林道は、施行令の十條二におきまして「国又は地方公共団体が管理するもの」という概念に入らないものでございませうから、ただいまのところは林道は入つておりません。従いまして、指定事業ではございせんから、重要事業としてこの補助率の二割アップもしないわけではございませうし、また重要事業以外におきまして、これが開発計画に入つておりまして、それについては現在の再建整備法の系統の補助率のアップはできないわけではございませう。

○鈴木(直)委員 実はわれわれの希望といひましては、再建整備法において、今の政令の十條の二に規定してある事業以外でも、開発計画によつてこれが重点であるといふものについて、百分の百二十の補助がほしい、こゝういふ考え方をもちてわれわれは党内の特別委員会においても推進しておつ

たのであります。政府の原案によりまして、再建整備法に基づくところの政令十條の二に指定事業として列挙された以外のものについては、東北開発のいかに重要な事業といへども、百分の百二十の率はもらえないということになる、これは私個人としては非常に残念に考へておるのです。

そこで第二は、これによりまして、今、北山委員が言われたように、十條の二の指定事業に入つていないもの、ちで、自治庁長官と企画庁長官とが相談して、これがいいというものだけに、百分の百二十をやると、こゝういふ規定になつてゐる。ところが、東北開発の適用外の、他の整備府県においては、指定事業全体について百分の百二十といふものがあるように政令でなつてゐる。でありますから、現在の政令がある限りにおいては、この法律は要らないと言ひ得ると私は思ひます。ところが、先ほどの課長の話によつて、今度近く政令を改正しようとしてゐるのだ、もう今後は百分の百二十の補助は再建団体にはだんだんやらな

いように政令を改正するといふ案があるのだ、そつして、そつういふ政令の改正が行われた場合においても、企画庁長官と自治庁長官がきめたものについて、百分の百二十を残す、それがこの法律で規定したものである、政令は百分の百二十をやめようとしても、この部分については法律があるから百分の百二十が残るのだ、これがこの規定の意味であるといふやうなお話であります。たけれども、他の再建団体について、百分の百二十の政令をだんだんなくしていくといふ傾向がございませう、これは全国の再建団体に対する方

針の変更になるのであります。東北開発だけではありませんが、先ほどの説明から、どんなふうになつておるのですか。

○加藤(精)政府委員 全国の地方再建団体の財政を御憂慮の余り、大へん御心配しての御質問でございまして、まことにありがたう存じます。こゝういふ御心配の御質問が、大體におきまして御心をいたしたいといふふうに私考えております。どうかよろしく御願ひいたします。

○鈴木(直)委員 もし今政務次官がお話のやうなことであるならば、私は「自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る」といふ部分を削除してもいいと思ひます。こんなものは必要ないのぢやないか。自治庁長官と経済企画庁長官が協議しても、しなくとも、指定事業には全部百分の百二十もあつてゐるのだから、そつういふ特別の法律の規定を設けられる必要はないのぢやないか。北山委員も、かつて悪くなりやせぬかといふことを言われたくらいなんです、こゝの項目をなぜ削らなかつたか、どうしてそれを入れたか。これはなくとも、今の政令で厳然として百分の百二十もあつてゐるわけですが、その点をどういふふうにか考へられますか。

○加藤(精)政府委員 この点は、東北開発そのものが、東北を開発振興して、国家全体の振興に奉仕しようといふ非常に大きな理想に燃えてやつてゐるわけでございます。こゝの委員会の重要性もそこにあるわけなんです。そつういふうな関係から、一つおもに東北開発振興を論議の対象にしたいだけならば、大へんありがたいのでございませうが、なおその上、鈴木委員の御心配になるやうなことは起らないことを信ずるものであります。なお負担割合の問題につきましても、少くとも法律の負担割合が保証されるということが一つの利益でございまして、こゝういふ点をお考え下されまして、一つ十分御推察をお願いいたします、こゝう考へております。

○鈴木(直)委員 自治庁長官と経企庁長官の間だけで相談すると法律ではなつておるけれども、これ以外の関係各省とも実際には相談をしてきめるのだといふやうなことが、何か政府間の覚書があるといふことではありましたが、何かそのほかに御意見がございましたら……。

○加藤(精)政府委員 政府間の覚書のことは、政府間の覚書としてなるべく御了承いただきたいのであります。が、万事東北開発が順調に振興いたしまするやうに、十分政府としても配慮いたしますので、どうぞ御推察をお願いいたします。

○北山委員 ただいまの加藤さんの御答弁、国が東北開発を促進するといふ角度からものを論じてもらいたい。私どもそのつもりでおるのです。だから、今度の開発促進法についても、促進計画といふものは、国の見地から国が作る計画であるといふことですね。しかば促進についても、国が責任を持つてやつたらどうか、こゝう思ふのです。それを地方財政再建促進法なんかを引っぱり出してきて、それを引用してきて、そつして再建団体にならなければ、準用団体にならなければ、補助

率の加算ができないというよりなことは、おかしいのじゃないですか。地方団体が赤字であるが、黒字であるが、そんなことにおかまいなしに、国の立場から東北の開発を促進するならば、そんな地財再建法なんかを引っぱり出してこなくてもいいような規定を作ったらいのじゃないですか。それで今も質疑があったように、非常に疑問点がある。もしも政府が東北の開発を促進しようと思えば、第十二条の第二項の、再建促進法の十七条の政令で指定する事業の中で、事業全体に百分の百二十の補助の加算をする方が東北開発の促進になるのか、またその中から重要事業だけをピックアップして、その分についてだけ補助率を上げる方が東北の開発の促進になるのか、一体どちらがいいのですか。東北開発を促進するならば、指定事業全部に百二十の補助率の引き上げをすべきではないか。それをわざわざその中から重要事業だけピックアップする方が、かえって促進にならないのじゃないか、なぜこんな規定を置くのか、こゝろ思ひます。企画庁長官は今お話を聞いておわかりになると思ひますか、どうですか。

○加藤(精)政府委員 横つちよから答弁して大へん申しわけありませんが、同じく長く地方行政をやっております北山委員の御質問でありますので、私からお答えした方がいいのじゃないかと思ひますから申し上げますけれども、大体東北開発促進法というものは、東北の利益をはかるということよりも、むしろ東北開発を通じて国家の利益をはかることを目的としておるものと私は考へる。この点は北山委員も御同感だろうと思ひます。そうしますと、今度は地方財政再建整備特別措置法の方は、北山委員も地方行政で立法に御参画になったと思ひますのでありますが、これは何かいかに地方団体をいじめるための法律のようにたびたび言われるのを、私は非常に不思議に思ひますのでございます。何と言ひましても、これは赤字で困り抜いてる団体に対して、政府資金を安い利率で貸し付けたり、非常に恩恵を与えて保護しようということなんではございまして、これこそ保護立法だと思ひます。そうなりますと、両方を適用したところが、罪悪でないと思ひますのでございまして、そういう観点に立ちましても考へます。そう、再建の指定事業の多くは東北開発にも役に立つだろうと思ひますので、相当程度重要事業は、再建整備団体の指定事業のうちで多きを占めるだろうと思ひますが、事実上他の法律の関係で、指定事業になり得ない開発事業があるわけでございまして、それらはそれらの面で、特に補助率は別といたしましても、所管の省におきまして、できるだけ東北開発の所期の目的に沿うごとく、国家的に考へて運営してくれらるうと思ひますのでございまして。百分の百二十の問題につきましても、たびたび申し上げますように、全国の再建団体指定事業そのものが、法律的には百分の百二十という高度の補助率を指定されてないわけではございまして、少くとも東北振興に関する重要事業に限ってそれを補助する、こういうものでもなければ、あるいは四国地方の開発促進法とか、九州地方の開発促進法とか、どんどん出る関係もございましてよろし、かれこれつ

り合ひのこともありましてよろし、この程度にしたいだくことが、全般的な法の成立の上にも正しかろうと考へるものでございまして。どうぞあしからず。○北山委員 加藤さんは地方行政でもおなじみなわけで、少し情が移り過ぎて、話が混乱してしまふので、開発を促進する立場から企画庁長官に伺ひますが、今の話を聞いておいて長官は一体どう考へておるか。東北の開発を促進するということは、その事業をどんどん進めるために、東北の団体が赤字団体であるが、黒字団体であろうが、国の立場から東北の開発を促進するといふ趣旨からいへば、こんな地方財政再建整備法なんかを利用して、むしろ悪用ですよ、悪用してこなくても、もつとすつきりとした補助率の引き上げなり何なりが考へられたいのじゃないかと思ひます。そういう点について、企画庁長官はこの規定について一体どう思ひか、お伺ひしておきたい。

○宇田田務大臣 既存の法律があつて、そのあとで開発促進を行おうという場合の、それは過渡的な非常に複雑な経緯だと私は思ひます。本来の趣旨は、北山委員の申されるのが本来だと私は考へます。しかし、ただ過渡的な、たとえば地方財政再建に関する特別措置といふようなものは、非常に特別な措置で、過渡的な措置でありますから、こういうものが東北で適用される県が多い、また適用されない県もあり得るといふ場合には、こういうふうな過渡的な措置といふものの法律の立法体系はやむを得ないものではないか、こういうふうに思ひます。

○北山委員 地財再建と東北開発といふものは別個の問題なんです。たまたま東北の各県、七県のうちで六県が地財再建法の再建団体であつたところから、この十二条を設けた。ところが青森県が再建団体でないということ、今度は青森県の方があつてそれを陳情した。それならば準用団体にならば、同じように適用してやろうといふために、わざわざ促進法の適用を受けなくなるというところは、まことにナンセンスだと思ひます。しかも開発促進事業という点から見れば、これは県ばかりではない、市町村も関係があると思ひます。こういう規定にしておるならば、これはやはり市町村まではおろせば、再建といふことは地方財政の赤字克服のための便法であつて、特別措置なんです。しかも暫定的な措置なんです。だから、それを東北開発促進といふよりなことに結びつけることは間違ひだと思ひます。青森県がそういう事情で準用団体になることについて、企画庁はよく御存じだと思ひます。そういう経過になつておると思ひますが、その点をきつくりしてもらひたい。青森県が陳情して、そしてそのために、わざわざ準用団体にも適用するといふような規定を突っ込んで出したのだという事情があると思ひます。そういう事情をはつきりしていただきたい。

○加藤(精)政府委員 自治庁としては、各府県の財政の実情や、また各種の法令が各地方に適用になり、施行されることについて関心を持つてゐるものでございまして、陳情とか、その他のあるなしにかかわらず、私はそういう陳情は聞いておりましたが、事務の調査を政府及び党から協力を求められたことはあります。しかしながら、そういうことに関係なしに、青森県がこれから東北振興の大事業の一部を担当するについては、その財政との調整を保つ必要があつて、青森県も準用団体になつた方がいいといふことを確信して、この十二条の第三項の立案に入つたわけではございまして。その点どうぞ御了承いただきます。

○北山委員 企画庁はどうなんです。これは今私が申し上げたような事情によるのじゃないのですか。今のお話ですと、促進法に關係なく、青森県は地方財政確立のために準用団体になることにきめたのだ、こゝろいふお話ですが、私の承知しておるところでは、それが、私にないのです。この促進法の原案が検討されてゐるうちに、もしも再建団体だけにこの促進法が適用になるといふことになれば、青森県は自主再建だから受けられない、こゝろいふことであつて陳情に來た。ところが、それならばしつかりしないから、準用団体にでもなかつたらどうかといふことで、法律の方もさういふように直して、青森県の方もあつてその促進法の適用を受けるために準用団体になつたのだ、こゝろいふ事情にあるのじゃないかと思ひます。こゝろいふふにこの法律は、赤字団体というか、再建促進法の準用を受けなければ、この恩典を受けられないなんといふことは、私はばかげてゐると思ひます。こゝろいふ

事情はないのですか。一体企画庁はどうです。

○**樺田政府委員** 先ほど来お話のありましたことと同じようなことになるかと存じますけれども、東北の六県は再建整備団体であり、青森県についても同じような財政状況にあるわけでございまして、東北開発を促進するために

おきまして、再建整備法との関連を明確にする必要がございますので、財政再建措置法の特例措置を講じたわけでございます。その際におきまして、私どもといたしまして、六県は再建整備法の特例措置でいけるけれども、青森県は再建措置法の再建団体になってないから、これを別扱いにするということは決して考えておったわけにはございません。これを準再建団体にするといいことにつきましては、いろいろの北山委員もうわさをお聞きだと思えます。なかなか事務的にまとめるのはむずかしい問題でございましたが、最後の段階におきまして、関係各省との十分な了解がございましたので、法案として提出いたしました次第でございます。

○北山委員 私は再建促進法の第十七条という規定をこういうふうに悪用されては、制度上困るのではないかと思うのです。十七条によつて、再建団体が補助率の特例を受けるこの特別な規定を基本にしていくならば、地方団体というものは、やはりいつまでも赤字団体というか、再建団体になつておつて、そして準禁治産者のような格好でおるような傾向になつてしまふ。ほんとう言うならば、一日も早くこの病院から出て、健康を回復して、自主的に物事を運んでいくのが自治体の理想だ

と思うのです。それをこりいうふうには、地財再建法の再建団体なり準用団体であれば、補助率の特例を受けて東北開発の促進をやってくれる、こりいうことでは、十七条というものを悪用しているのだ、こりいうふうに援用すべきものじゃないと思う。そりいう点はどうなんですか。

○加藤(精)政府委員 北山先生とは、その点については、最初は地方財政再建促進特別措置法を立案することを、ともにいろいろ研究した時代には、意見が一致しておりましたが、最近の御見解は、大へん離れているようでございます。準禁治産とか病院に入院するとかおっしゃいますが、たとえば千二百萬円の赤字を再建債にして、そうして年々千三百萬円ずつ返済してこの更生をはかっていくという場合におきましては、一年々々の病気が快方に向つて、四年目には全快するわけでございますので、いつまでも赤字に呻吟させるといふお考えはともなう納得できないのでございます。なるべくこの負債による将来の不安あるいは公債費の不安から脱却しまして、そして脱却しつつ、東北開発促進、東北振興の事業の一部をその地方団体が背負つて勇敢に進んでいくというような姿は、ただ想像しても欣快にたえないのでございませう。どうもそれほど地方団体は意気消沈してはおらないのでございまして、はつたつとして、幾ら東北でも振興しようという意気に燃えているところを随所に見ているのでありまして、その点、いろいろな考え方になろうと思ひますが、どうぞそういうふうにお考えになることをお願いしたい、こう考えております。

○北山委員 再建法は、御承知のように社会党は反対したのです。反対した一つの趣旨は、今再建団体というものは、予算を編成するにも、その団体が自主的にきめられないんです。自治庁から御承認を得た再建計画の範囲で、毎年予算を編成し、調整しなければならぬということになっている。その団体の一番大事な予算の編成すらも自主的にやれないような地方自治体の姿というものは、正しい姿でない。だから、私も、そういう予算の編成権まで奪ってしまうような強い制限を加えなくても、別な方法で地財再建をやるべきであるという趣旨から、地財再建法に反対した。従つて現在においてすら、やはり再建団体は一日も早く自主性を回復するというのが、これは憲法にいわれる地方自治の本旨に沿うものであると思う。従つて、地財再建は再建としてやるべきである。それを、再建団体であれば補助率を上げる、それを東北開発にひつつけてやるというようなことになれば、東北の各県というものは、東北の開発促進事業をやつていくためには、いつまでも再建団体であつた方がよろしいなということになる。都屋住みで、おめかけさんのような格好であれば、仕送りもよけいくれるということになって、自分で独立する気持を失つてしまふんじゃないか、これは地方自治の本旨からいって、適当でないとは私は考える。そういう趣旨から再建法を考えているのであつて、従つて十七条というものをここに援用してきて、東北の開発促進に持つてくるということは、私は邪道だと思ふ。特に十七条にしても、あれには別段事業を制限するということはな

いのです。ただ「政令の定めるところにより」と書いてあって、その政令中で事業制限をやっている。第十七の趣旨は、ただ補助率についてかさげをする、特別な措置をやつてやるだという規定だけなんです。その政令の中で事業制限をやっている。だから、政令を直して、事業制限をやらなければ、ほんとうはいいのです。何東北開発にこんな規定を置く必要はない。政令の中で事業制限をやつて、指定事業なんかを設けておいて、さらに、これをまたこつちへ持つてきたりあつちへ持つていったり、非常に複雑にしておるんです。私はそういう考え方から質問しているのですが、それならば、一体現在三十二年度の予算の進計画に載るであろうところの事業量は大体幾らと推定されるか、その中で、指定事業の部分はどのくらいであるか、その中で、いわゆる重要事業とみなされるものは幾らであるか、大体そういう範囲を明らかにしてもらわなければ、一体どつちが損なのか、得なのか、この規定の文句だけではさっぱりわからないのですよ。だから、三十二年度の予算を基準にして、東北に配分されるそういうふうな事業量、この中の指定事業は幾らか、またその中で、どの程度のものを重要事業とするのか、それを一つここで明らかにしてもらいたい。

○加藤(精)政府委員　ただいまの数字のことにつきましては、政府委員の方から申し上げますが、北山委員の地財再建の適用が地方団体を卑屈にするということにつきましては、政府当局はさうよに考えておらぬのでございませ

て、その点につきましては、見解は、これはどうも遺憾ながら御意見が違ひ申し上げるしかないのでございます。そういう意味で、地財再建法の十七を適用したことにございしても、決して地方団体に對して適当ならざる措置を講じているというふうには考えないのでございます。もともと地方団体への現在の状況は、御了解のごとく、公債の元利支払い資金が地方財政を非常に強く圧迫しているということが、最上の問題になっているのでございまして、その一つの具体的な方法として、地財再建法というものもあるのでございますので、公債費の措置に関する問題につきましては特に御関心の深い北山委員におかれましては、それらの事情を十分一つ御了承いただいたきたい、そういうふうに考えております。なお数字の点につきましては、他の政府委員より説明いたさせます。

○植田政府委員 東北七県につきましては、従来開発計画に入る事項といたしましては、公共事業費でございしますが、公共事業費につきましては、従来平均いたしまして百五十六億、三十一年度におきましては、百五十九億の国の予算が計上に相なっております。三十二年度におきましては、この金額が三十億程度ふえるものと考えておるわけでございますが、どういう事業にどういうふうにふえるかということは、各省の個々の予算決定を待たないといふからぬわけでございます。先ほど問題がございました指定事業に入っていない林道事業が幾らぐらいになるかという点も、各省の予算決定に伴うわけでございますので、的確な数字を

もって御説明するわけには参らぬかと存じます。

それから次の問題といたしまして、補助率の二割アップの問題でございますが、これは開発促進計画を作りまさんと、この規定が動かないわけでございますので、この法案の成立しました際に、おきましては、すみやかに開発審議会を作りまして構成をお願いいたしまして、そして開発促進計画を至急樹立いたします。そういたしまして、この補助率二割アップの規定が活用することになりますので、ぜひ早く開発促進計画を作りたいと考えております。

○北山委員 では、その点は、あとで数字をいただいでからさらにお伺いしたいと思うのですが、ほかに質問者もおありのようでありますから、一点だけ申し上げておきますけれども、企画庁長官、それから自治庁の方は、率直にいつて、この第十二条の第二項の中の、いわゆる地財再建促進法七条の政令に基づく指定事業のうち、自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なもの、この分は削った方が、東北開発促進法は適当だと思いが、しかし、それができない事情にあるというふうな経過は大体わかるのですけれども、でき得るならば、今の重要なものという制限を削った方がいいと思ひになるかどうか。

○加藤(精)政府委員 その点は、われわれも東北出身であるということも申していいのかわかりませんが、それども、東北だけから考えれば、そういうことでございますが、この立法は、東北の開発を通じて国家の繁栄、振興をはかるというより、非常に特殊な立場にあるのでございまして、そういうような関係から、全国の指定事業の補助率の引き上げということが決定しない前に、東北に関する限り、全部の指定事業の補助率引き上げを法律上保証してしまおうということにつきましては、国会内部でも諸多の議論があったことだろと思ひますので、万事御了察の上、原文通りで御了承いただきたい、こう考えております。

○北山委員 私、一応自治庁関係はこれで終わります。

○五十嵐委員長 夏堀源三郎君。

○夏堀委員 簡単に、もう時間もありませんから、具体的な問題について御質問申し上げたいと思ひます。

東北開発の先決問題は、輸送の増強にあると思ひます。現在北海道、東北が輸送ができないために、物価が原料のそれと比較して、三割方安くなつておるといふように、経済に非常に重大な影響があるためであります。この問題の解決をはかるためにはどうすればいいかという事は、これは申すまでもなく海底トンネル、これは長官にお伺いしますが、海底トンネルの計画は一体どうするか。それから東北電化の促進はどういう計画になつておるか、いつ完成するか。港湾計画、これは予算は若干ちやうだいしたでしようが、大体中央の方に多く予算がいつておるようでありまして、でありますから、輸送の面を増強しなければ、せっかくその他の東北開発の事業が進んで、その物資の流れ方から、かえつて経済不開発になつてしまふ、こういう結果になると思ひますので、この三つの問題に対して、ごく概要でよろしゅうございしますから、御説明をお願いいたしたい、こういうことなのであります。

○宇田国務大臣 その点につきまして、運輸ないし建設を中心として、今案を練つております。約六百億という概算のもとに、海底トンネルの貫通を期したい。海底トンネルの貫通を期した場合、それに伴うところの鉄道輸送、運輸大臣の意見では、複線でないれば所期の目的の能率を上げ得ないだろ、それに関連して解決をはかる対策を立てなければならぬ、こういうことを申されております。

それからもう一つ、東北の港湾関係は、東北の促進法ないし審議会によつて新たにそれは取り上げて検討したいと思ひます。それについて、いろいろの具体案が各県から出ておりますが、それに対する予算、経費等は、相当これは考慮しなければならぬものが多く、思ひます。今ここで具体的にどうするかということについては、農林省ないし運輸省と十分打ち合せしなければならぬことがありますから、当然相表裏して、鉄道の能率を上げるためには、港湾能率がよくなければいけませんから、一例をあげれば、林産資源ないし水産資源の活用等につきましても、そういう面で漁港ないし商港の整備をはからなければならぬことは、これはもう決定的なものであります。それをどういう計画のもとに、どこから進めていくか等につきましては、新たに審議会等の議を経て、具体的に皆さんに御審議願ひたいと考えております。

○夏堀委員 きよりは長官に対してこういう総括的な質問を申し上げたところで、これは、これから審議会があるいは各大臣との協議の上で決定することなので、あるいは無理かもしれせんけれども、こういう開発事業を進めるには、少くも何年計画というように計画性を与えなければならぬ。これに対する建設計画の総金額はどのくらい見積つておられるのか。概要でよろしゅうございしますから、お知らせ願ひたい。

○宇田国務大臣 それにつきまして、われわれも夏堀委員と同じ心配を持つておりますが、海底トンネルに関するものはかなり具体性のある案がありまして、それは概算六百億というのを申し上げることができま。運輸関係の、鉄道を複線にすること、あるいは港湾の漁港ないし商港の整備、あるいは背後連絡の関係、それに付随するところの鉄道輸送の関係、そういうものにつきましては、建設省とか運輸省あるいは農林省、こういう関係の深い各省と一緒に、新たな東北開発に関する年間計画を立てることになっておりますが、それは、少くも国土総合開発ないし経済五カ年計画の建前から申しますと、今年の秋までには基本の数字を出さなければならぬ、こういうふうに考えております。

○夏堀委員 ばく然とした御答弁でよくわかりませんが、結局この総金額といふものは、五カ年なり十カ年の間には莫大な金額を要する、おそらく国内の資金操作でできるかどうか、これが心配なんです。そこで最近の国際金融情勢は——これは私が申し上げるまでもなく、おわかりでありましようけれども、世銀のデヴァイデ経済顧問の明らかなところによりまして、世銀は日本における貸付を積極的に進行する

もりであり、特に今までは認めなかつたインパクト・ローンと認めるといふことを発表しております。インパクト・ローンというのは、今までは外資による輸入は機械が多かつた、これを現金で行うといふこと、こういうことなんです。積極的にこれを行ふといふことを表明しておる。なお、ジョンストン氏の——政府の諮問機関でありまして、この報告、これは三月七日のことでありまして、国際開発基金を設け、中南米、アジア等に開発資金を貸し付け、その条件を世銀よりも寛大にして、現地通貨で償還できるようにするといふことをいつておる。こういう情勢に動いておるのであります。ところが反対に、政府は、輸出入銀行法を改正して、輸出入銀行が外国の政府及び公共団体にも金を貸し得るといふようなことに、今提案されておるようであります。輸出入銀行はそう資金量もありませんから、大したこともできないであります。日本では国際経済に乗り出すという積極性を持つてきたのであります。でありますから、日本はその国際経済の線に沿つて開発を進めなければならぬ。しかも、相手がこういう政策を発表しておるのです。政府の考え方によつては、外資の導入が絶対に必要であり、これはまた行われるであろう、こう思ひます。これは審議会あるいは閣議等においていろいろ御審議になりましようが、アメリカの金融関係において、こういうふうな情勢が好転したということが明らかでありますので、日本の国内の財源だけではなかなか容易ではない。何年かかるか、何十年かかるかわからない。経済という

ものは生きておりますから、そのうちに開発関係はとんだことになってしまふ。これは早く進めなければならぬ。こので、まず金融関係において、国際的に進めてもらうことを私はあらためてお願いしたい。今私の申し上げたことに對して、長官はどのようなお考えをお持ちですか、伺っておきたいと思ひます。

○宇田国務大臣 外資導入、あるいはインパクト・ローンを使うかというものの、いろいろな外資導入の技術的な方法はありますが、先般、建設大臣と愛知委員でなかつたかと思うのですけれども、縦貫道路、特殊道路の建設につきましては、むしろ外資導入の工夫をすべきではないか、そうしたら建設大臣は、それに対して十分考慮を払いたい、こういうことをおっしゃつたこともあり得ます。そのみにとどまらず、経済的条件が整ひましたならば、ただいま申された通りに、われわれの年次計画の中で、世界銀行その他からこの新しい開発のための資金を導入する、またインパクト・ローンを活用する、これはもう当然やりたいと思つて、御趣意の通りに自分たちも努力を払いたいと考えております。

○五十嵐委員長 午後二時より開会することといたしまして、午前中はこの程度で休みたいと思ひます。

午後零時二十八分休憩

午後二時二十七分開議

○五十嵐委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

この際お諮りいたします。ただいま審査中の二法案に關し、明十七日の委員会に、参考人として東北興業株式会

社總裁蓮池公咲君の出席を求め、意見を聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。

○五十嵐委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○五十嵐委員長 質疑を継続いたします。夏堀源三郎君。

○夏堀委員 午前中の大臣に対する質問において、東北開発は輸送力を増強しなければならぬ、そのための海底トンネルの計画、東北電化複線計画とか、港湾計画という、この三本の大きな問題に對しての説明を受けたのであります。非常に総合的な概要の御答弁があらまされたけれども、まだはつきりいたしませんので、運輸省が見えておりますから、海底トンネルの計画について、具体的にどうやらと突っ込んでお伺ひしたいのであります。

○田中説明員 海底トンネルにつきましては、実はすでに技術的の調査は終りまして、現在の技術をもつてしては絶対できる、こういうふうな段階にあるかというところにつきましては、国鉄だけでやるわけにはいきませんので、これは何か国家の大きな意思でもつて決定していただくというふうなことで、先ほど宇田長官からもお話があつたように、総額約六百億という金でございまして、今やっている建設線の一線々々に比べますと、はるかに規模も大きいものでございますから、これは何とか大きな国の意思によつてやらなければ、国鉄だけではとてもできないというところで、運輸省といたしましても、今年中にこの具体的方針を立

てまして、ことし一ぱい、今年度かかって、これをいかに実行に移すかということを検討することになっております。海底トンネルはその程度のことしか今進んでおりませんが、これは一応七年ないし八年ということになっております。しかし、トンネルの掘るの技術というものは非常に発達して参りまして、今までの工法よりはるかに進んだ工法が現に外国でも実施されつつありますので、この速度は、予算あるいは工事費の裏づけさえできれば、今申し上げました工期よりは、さらに縮まるだらうという予想でござい

ます。

○夏堀委員 それから東北電化、複線のことに對して、具体的に説明していただきたい。

○田中説明員 初めに電化について申し上げますと、電化につきましては、御承知の通り国鉄でも三千三百キロの電化計画を立てまして、ことしが初年度で、十カ年かかっておもしろなる日本の幹線、あるいはこれに匹敵する線路を電化するという計画であります。東北におきましても、おもなる線といたしましては、東北線、常磐線、それから奥羽線、羽越線、こういったものがございまして、東北線につきましては、すでに今宇都宮までを一つの区切りとして着工中でございまして、これが三十二年度には完成の予定でござい

ます。それからずつと五年、すなわち三十六年度までには一応盛岡まで電化ができる、こういう計画になっております。それから常磐線につきましても、ただいま柿岡に地磁気の擾乱という問題がございまして、これの技術的な解決ができればということ、今実は懸

案になっておりますが、これは交流形式によりまして、この擾乱の対策ができるという見通しがはつきりました。かつまた、交流電化につきましては、ただいま仙山線で実験をやつておりまして、これが予想外に成績がよいというところで、北陸の米原から敦賀の間を、今度は実際に現地の線路を交流によつて電化するという工事が今進められております。これもことしの末には開業するという運びになっております。従ひまして、交流による電化というものも実施の段階に入つてきたわけでございます。このめどがつかずれば、先ほど申しました地磁気の擾乱というふうなものも解決できるという見通しで、計画をいたしましては、上野から仙山に向つて、十カ年計画の第一期である五カ年間に、すなわち三十六年度までには一応完成するという計画になっております。それから先の盛岡から青森までの区間でござい

ます。これも三千三百キロの十カ年計画の後期に入つておりまして、十カ年計画が完成いたしますれば、青森までは電化ができるということになっております。

それで、そういう十カ年計画ではございますが、電化は国鉄の経営の合理化にも非常に役立つということで、この計画を少し早めたかどうかというところが議論されて、これにはもちろん予算的措置が要るわけでござい

ます。けれども、早めるということになりますれば、最初の五カ年は四カ年、それからあとの五カ年は三年ないし四年ぐらゐの間にできるということでございます。完成の年度は、予算さえ確保できれば、技術的にはもっと早くできる、こういう状況でござい

ます。

○夏堀委員 今の輸送力の問題であります。これは北海道の開発との関連において私は考えておるのであります。北海道の開発がどんどん進行して、東北の開発も進行して、これに今の御説明の通り十カ年計画云々ということになるのか。せつかく開発が進められて、そして物資がどんどん出回つても、現在でも輸送し得ないために、私の知っているだけでも三割方の物価の低落を見ております。開発のために経済を破壊しているのではないかと、こういうことも考えられるのであります。よつて、先ほど私が大臣にも申し上げました通り、金がないのか、労力が不足なのか。労力はあると私は考へておりますので、まず大体予算措置がどうも間に合わないということじゃないか。そうであつたら、先ほど申し上げました通り、アメリカが今度方針を変えて、結局日本に對しては、今まで認めなかつたインパクト・ローンということも認めて、機械ばかりではない、現金で金を貸す、そうして今までは手続なんかで二年もかかってたでしょうけれども、これを半年なり三カ月でやろうというのを言明して、日本に金を貸したいということを言明しておるのであります。であるから、日本政府は、先ほど申し上げました通り、輸出入銀行法の改正によつて、他国の政府や公共団体に金を貸すことを考へてゐる。これは非常にけつこいなことであつて、私が常に主張している、日本の人口問題、経済問題は国際的にどんどん進んでいってゐるのだから、日本の経済は、東北開発、北海道開発ということ、国際的な開発

でまして、ことし一ぱい、今年度かかって、これをいかに実行に移すかということを検討することになっております。海底トンネルはその程度のことしか今進んでおりませんが、これは一応七年ないし八年ということになっております。しかし、トンネルの掘るの技術というものは非常に発達して参りまして、今までの工法よりはるかに進んだ工法が現に外国でも実施されつつありますので、この速度は、予算あるいは工事費の裏づけさえできれば、今申し上げました工期よりは、さらに縮まるだらうという予想でござい

ます。

○田中説明員 初めに電化について申し上げますと、電化につきましては、御承知の通り国鉄でも三千三百キロの電化計画を立てまして、ことしが初年度で、十カ年かかっておもしろなる日本の幹線、あるいはこれに匹敵する線路を電化するという計画であります。東北におきましても、おもなる線といたしましては、東北線、常磐線、それから奥羽線、羽越線、こういったものがございまして、東北線につきましては、すでに今宇都宮までを一つの区切りとして着工中でございまして、これが三十二年度には完成の予定でござい

ます。それからずつと五年、すなわち三十六年度までには一応盛岡まで電化ができる、こういう計画になっております。それから常磐線につきましても、ただいま柿岡に地磁気の擾乱という問題がございまして、これの技術的な解決ができればということ、今実は懸

案になっておりますが、これは交流形式によりまして、この擾乱の対策ができるという見通しがはつきりました。かつまた、交流電化につきましては、ただいま仙山線で実験をやつておりまして、これが予想外に成績がよいというところで、北陸の米原から敦賀の間を、今度は実際に現地の線路を交流によつて電化するという工事が今進められております。これもことしの末には開業するという運びになっております。従ひまして、交流による電化というものも実施の段階に入つてきたわけでございます。このめどがつかずれば、先ほど申しました地磁気の擾乱というふうなものも解決できるという見通しで、計画をいたしましては、上野から仙山に向つて、十カ年計画の第一期である五カ年間に、すなわち三十六年度までには一応完成するという計画になっております。それから先の盛岡から青森までの区間でござい

ます。これも三千三百キロの十カ年計画の後期に入つておりまして、十カ年計画が完成いたしますれば、青森までは電化ができるということになっております。

それで、そういう十カ年計画ではございますが、電化は国鉄の経営の合理化にも非常に役立つということで、この計画を少し早めたかどうかというところが議論されて、これにはもちろん予算的措置が要るわけでござい

ます。けれども、早めるということになりますれば、最初の五カ年は四カ年、それからあとの五カ年は三年ないし四年ぐらゐの間にできるということでございます。完成の年度は、予算さえ確保できれば、技術的にはもっと早くできる、こういう状況でござい

ます。

○夏堀委員 今の輸送力の問題であります。これは北海道の開発との関連において私は考えておるのであります。北海道の開発がどんどん進行して、東北の開発も進行して、これに今の御説明の通り十カ年計画云々ということになるのか。せつかく開発が進められて、そして物資がどんどん出回つても、現在でも輸送し得ないために、私の知っているだけでも三割方の物価の低落を見ております。開発のために経済を破壊しているのではないかと、こういうことも考えられるのであります。よつて、先ほど私が大臣にも申し上げました通り、金がないのか、労力が不足なのか。労力はあると私は考へておりますので、まず大体予算措置がどうも間に合わないということじゃないか。そうであつたら、先ほど申し上げました通り、アメリカが今度方針を変えて、結局日本に對しては、今まで認めなかつたインパクト・ローンということも認めて、機械ばかりではない、現金で金を貸す、そうして今までは手続なんかで二年もかかってたでしょうけれども、これを半年なり三カ月でやろうというのを言明して、日本に金を貸したいということを言明しておるのであります。であるから、日本政府は、先ほど申し上げました通り、輸出入銀行法の改正によつて、他国の政府や公共団体に金を貸すことを考へてゐる。これは非常にけつこいなことであつて、私が常に主張している、日本の人口問題、経済問題は国際的にどんどん進んでいってゐるのだから、日本の経済は、東北開発、北海道開発ということ、国際的な開発

でまして、ことし一ぱい、今年度かかって、これをいかに実行に移すかということを検討することになっております。海底トンネルはその程度のことしか今進んでおりませんが、これは一応七年ないし八年ということになっております。しかし、トンネルの掘るの技術というものは非常に発達して参りまして、今までの工法よりはるかに進んだ工法が現に外国でも実施されつつありますので、この速度は、予算あるいは工事費の裏づけさえできれば、今申し上げました工期よりは、さらに縮まるだらうという予想でござい

ます。

○田中説明員 初めに電化について申し上げますと、電化につきましては、御承知の通り国鉄でも三千三百キロの電化計画を立てまして、ことしが初年度で、十カ年かかっておもしろなる日本の幹線、あるいはこれに匹敵する線路を電化するという計画であります。東北におきましても、おもなる線といたしましては、東北線、常磐線、それから奥羽線、羽越線、こういったものがございまして、東北線につきましては、すでに今宇都宮までを一つの区切りとして着工中でございまして、これが三十二年度には完成の予定でござい

をもつて進んでいかなければならぬ。そういう意味において、国際的な金を必要とするという事は当然である。向うでも了承して、これを進めようと言っているじゃないですか。政府はどういうお考えでありますか。先ほどの答弁では、いろいろ会議にかけるということでありませうけれども、それが必要でありませうが、私の今申し上げましたように、世界開発は大きく発展しつつある。特にアメリカの考えは、軍事援助よりも、そうした平和的な未開地の開発に金を出すことが非常に得策であるという事を発表しており、これを諮問委員会が堂々と政府に進言しており、政府もこれは了承しているということだそうでありませうが、そういうふうな情勢が強く動いているのでありますから、この機会に大臣よりはつきりと——大臣は所管の担当の仕事でありますから、責任あるあなたの答弁として、私の言うことが妥当であるか、その線で進め、そうして、政府の機関あるいは審議会をそういう方向に持っていくか、ということの答弁を私にできるかどうか、ということをお伺いしたいのであります。

○宇田国務大臣 海外からの借款によつて、資源開発ないし輸送態勢を整えるという事は、非常に好ましいこととであります。従つて、そういうことについては、相手国の関係もありませうから、その交渉は主として大蔵省ないし外務省を通じて今具体的な話は進めておるはずであります。それで、今まで大蔵省からわれわれが聞いております範囲では、インパクト・ローンというものは、使われ方によつては、金融機構そのものに混乱を起す原因が非常

に含まれておりますから、インパクト・ローンの導入、それと従来の金融機構そのものの関連関係、そういう点、あるいは特に道路等に相当する点、ある金は、インパクト・ローンとして、別の金融体系から日本の従来の金融体系に入つてきました場合には、それに伴う新しい通貨の増すこと、そして通貨の増すことによつて起るこの国内のインフレ傾向をどういふうに防ぐかということ、あるいはまた、弁済計画を立てる場合に、弁済計画は円では払うのか、ドルで払うのか、たとえば道路を建設した場合に、道路建設によつて国の経済がよくなる場合でも、ドルそのものをどういふうに返してかせるのか、円で返すか、返す場合はでは税金でこれを取るのか、返す場合は、ドルはどうか、返すにせよ、返すにせよ、国際収支の帳じりの関係から見ますと、ドルが勘定の決済の具体的処置をどういふうに運んでいくのか、非常にむずかしい操作が付随して起ります。そういう点から見て、外国から金を借りる場合に、たとえば鉄を買ふ、それによつて機械を作る、売を、見返りのドルは、何らかの余剰の利益がある場合には、非常に簡単であります。しかし道路の場合には、道路の開発のために金を入れた、返す年限がきた、そのときに、その道路のかせぎ高というものはどこに現われてくるかという、具体的な国の国際バランスの中にはまだうまく出てこないという事情がある場合には、どういふふうにしてドル決済をするのかという問題も含まれております。そういうわけでは、ドルに限りませぬ、ポンドでもフランでもよろしゅうございますけれども、そういうふうな関係もありませう

でも、そういうふうな関係もありませう、借りる金の額、それによつて起るこの弁済処置、弁済に必要な外貨の獲得方法、こういうことで、具体的に整理してみると、かなりむずかしい条件があります。従つてインパクト・ローンあるいはその他の外資を導入する場合に、どういふ企業が適当であるかということにつきましても、これは慎重に、環境に合せて検討せねばならぬと思つております。従つて、そういうことを勘案しながら、東北開発あるいは東北開発に関する審議会の運営等につきましては——外資を導入するという事はもちろんわれわれは考へなければならぬと思つておりますが、ただいま御質問にありませうで、従来私たちが考へて検討中のもので、特に注意をしなければならぬと思つた特別な点は、そういうことがありませうから、参考に申し上げまして、今後は御趣旨のようにならぬ線に沿つて、審議会では格別に検討を加えてもらいたい、こう考へております。

○夏堀委員 いろいろ先のことを御苦労なさつての御答弁でありませうが、外貨を入れる、あるいは外貨ばかりでなく、建設資金をどう出さうか、これはインフレになるかどうか、そういう御心配もありませうけれども、結局、建設によつて物が出るのでありますから、これは並行していくのでありますから、そうインフレにはならぬと考へております。外貨などの操作、これはむずかしい面もあるでしょうけれども、今申し上げました通り、アメリカでは日本に対する援助政策を特に考へておるのだから、これは交渉によつては、どうにでもなるんだ、こういうふうにも考へておりますが、ただ政府が積極的にこれを押し進める御意思がなければ、借金というものは返すときには困るということでは、いつまでたつてもなかなか進まぬと思ひます。そこで、国内資金だけでまかなうことができればいいが、今の国内資金では容易なことではないのではないかと、こう考へますので、この外資の導入という点も強く主張して、この東北開発、北海道開発が世界開発の一環である、よつて、国際関係に結びつけてこの問題は急速にやっていた方がいいという事を申し上げるわけでありませう。そのことをお含みの上で、いろいろめんどろな点もありませうけれども、あなたも所管大臣なんですから、東北開発のために努力をお願いしたいのであります。

それから地方の問題に入りますが、東北は年々冷害に襲われていて、これに對しても適當な措置が一体ないものか。これは冷害に適當する耕作すればよろしい、それにはテンサイがよろしい、こういうことになっております。北海道でもやつておりますけれども、東北は非常に適當である。私は青森県でありますけれども、これは若干試作をして非常に成績がいいというのであります。これに對して、東北開発はほとんど微々たる予算しか見積つていないように聞いておりますが、この点に對してどういふ御計画であるかの御説明をお願いしたいと思います。

○植田政府委員 東北地方は冷害に襲われることもありますので、冷害に耐え得る何らかの作物を考へる必要があるということ、その中に特にビートというものを強調せられましたので、昭和三十一年度におきまして、金額はきめておらずにございまして、金額は、全国農業協同組合中央会に委託いたしました調査いたしましたわけでありませう。若干この額の決定がおそくなつたりました関係で、その完全な結果が出たわけではございませぬけれども、東北地方のビートの栽培は可能であり、また場所によりましては非常に有望であるということが、ただいまのところは判明いたしておるわけでありませう。品種の問題等もありませうが、昨年試験に供しました導入三号GW系におきましては、青森のような、東北地方でも北に寄つた、すなわち寒冷な地方におきましては、昨年は特に湿度も比較的良かった関係等もありまして、糖分の歩どまりが非常によかつたわけでありませう。一五％ないし一七％という、非常によくて、しかもビートに特有な褐斑病も出ませんでしたので、北の方の県においては成績がよかつた。ただ宮城、福島のような比較的暖かい地方におきましては、昨年の成績は必ずしも芳ばしくございませぬ。しかし、これをもつて南の方の県においてはだめだときめつける必要はないわけでありませうけれども、結果的に申しますれば、やはり寒地に適應する作物でありますので、比較的寒冷の方が成績がいいということになっております。このビートを実際に栽培し、これを砂糖に精製するということになりますと、面積をいまして、何分にも相當広い面積がまともなといかないわけでありませう。またビートの栽培をそれ自体が、非常に有利な作物かと申しますと、必ずしも特に有利ではございませぬ。やはりビートに適應する地

どうか、このことをお伺いいたしま

す。

○植田政府委員 法案によりますと、
会社は資本金と積立金の合計の五倍ま
で社債を発行できることに相なつてお
ります。従いまして、二十億以上の社
債発行もできないわけではございませ
んが、しかしながら、三十二年度予算
総則におきまして、政府が元利保証を
約束いたしました金額は二十億でござ
います。この二十億に関する限りは、
発行条件は、先ほど七分と申し上げま
したが、それは金融情勢によつて変る
わけではございまして、昨年通りの条件
で民間金融機関が引き受けるかどうか、
まだ未定でございまして、それによつ
ても元利保証のワクの範囲内でござ
います。民金金融機関は保証者で
ある政府を信頼いたしまして、金融を
つけてくれるものと考へております。

○夏堀委員 一般の社債は、相当な利
益がなければ社債の発行ができないと
考へましたが、今の御答弁で、政府が
保証するということがなれば、それは
いいであります。

きょう私の質問したうちで一番重要
な問題は、国内に資本が足らぬ、であ
るから、繰り返して申し上げます。東
北開発、北海道開発は、世界未
開地開発の一環として、国際的に考
えていいのじゃないかということであ
ります。そういうことでありますから、
あなたは主管大臣として、もっと
太っ腹に、思い切つて閣議でも御発言
なさつて、世界はこう動いているじゃ
ないか、アメリカの金融は日本に貸
したいといつてゐるじゃありません
か——あなたが先ほど申しました通
り、輸出入銀行が法律を改正して、外

国の政府及び公共団体にも金を貸すとい
う法律を作つてゐるのであります。

日本としても、大蔵大臣が政府原案と
して出したものであるから、それくら
いのことはおわかりだと思ひます。こ
れは結局日本の政策が、世界経済政策
への大転換の一端じゃないか、こう考
へますので、これは何も東北開発とい
うばかりじゃない、そんなちっぽけな、
インフレになる、あるいはデフレに
なるというのを考える必要はない
のであつて、思い切つた政策を御推進
あらんことを望んで、私の質問を打ち
切ります。

○五十嵐委員長 この際、本会議散会
後まで、暫時休憩いたします。

午後三時一分休憩

午後三時三十九分開議
○五十嵐委員長 休憩前に引き続き
再開いたします。

○川俣委員 この際長官に二、三
点お尋ねしたいと思ひます。本法案の
趣旨は、総合的開発をするのが目的で
あるようにも説明されていますが、どうも
目的が明確でないやうであります。大
てい法案の目的というものが明確に文
章で示されるのが、法律の体裁から
いって当然のことではないかと思ひ
ますが、この点についてお尋ねいたし
ます。

○宇田国務大臣 「目的」と書かずに、
「法律の趣旨」というやうに書いてあ
り、「資源の総合的開発を促進するた
めに必要な基本的事項を定める」と、
こういうやうに書いてありますから、
そういう趣旨だと思ひます。

○川俣委員 まず目的を示しておるの
が、国土総合開発関係の法律、それか
ら日本の一般の法律の体裁でありま
す。それから一条のやうに事項を定め
るといふのは、総合開発法にもありま
す。よつて、計画の事項になるわけ
でありまして、法律の体裁からいしま
す。やはりこの法律を必要とする目的
を明確にする必要があるのじゃないか
と思ひますが、これに對してもう一
度御意見を伺ひたい。

○植田政府委員 先ほど北山委員に
お答え申し上げましたやうに、この法
律は、国土総合開発法の第一条とは、
表現は違つておりますが、趣旨として
は同様でございまして、法文の体裁等
は、北海道開発法になつたものでござ
います。あるいはさういふ疑念の起
る可能性もあらうかと思ひますが、趣
旨におきましては、総合開発という点
においては変わりないわけでありま
す。

○川俣委員 そこで、こまかくな
り、一、二点今の答弁について触れ
たい。北海道開発法は「目的」となつ
てゐる、今度は「趣旨」とされたのはど
ういう意味ですか。どうも東北開発促進
法案では「目的」というのが法律上の体
裁に合わないやうなところから、「趣
旨」と変えられたのかどうか。右へな
らば北海道開発法と同じやうに「目的」
とならなければならぬ。「趣旨」と「目
的」はどが違ふのか。変えなければ
ならぬ根拠はどこにあるのですか。

○植田政府委員 北海道開発法に「目
的」と書いてございまして、こちらは
「趣旨」でございまして、これは深い意
味があるわけではございせん、法
制局の審議の際に、この「趣旨」で十分
であらうというので、こういうやう
な見出しをつけたわけではございませ
ん。

○川俣委員 これはこまかいことで
すが、法律を整えるとなると、「目的」と「趣
旨」とでは言葉の表現は違ふと思ひ
ます。なぜ変えなければならなかつたか。ど
うも東北開発促進法案では「目的」にな
らないのじゃないかというところか
ら、「趣旨」というやうに現実に合わせ
たのではないかと察せられる向き
がある。そこでこれをお尋ねしてゐる
のです。

○植田政府委員 私も、この見出しの
「目的」と書いたもの、あるいは「趣旨」
と書いたものを一々検討したわけでも
ございせん。ただ、ここで北海道開
発法と違つて「趣旨」と書いてみても、
趣旨においては、何ら変わったことはな
いと思つております。

○川俣委員 論争しようと思ひるの
ではないです。北海道開発法と同じやう
な体裁でこれを準備されたらすれば、
そのまゝの体裁でなければならぬはず
だと思ひます。あえて異なる方法をとる理
由はないと思ひます。わざわざ変えられ
たからには、何か具体的に目的に合わ
ないやうな傾きがあつたから、「趣旨」と
変えられたのではないかと、善意であ
なたにお尋ねしてゐるのです。

○植田政府委員 この点は、北海道開
発法を担当いたしました当時の法制局
の参事官と、現在の参事官とは、もち
ろん違つたわけではございせん。若干年
代が異なります。法制局の方の考え方
も違つたわけではございまして、法律の
趣旨としましては、若干担当いたしました
参事官によつて違つた場合もございま
す。実は私も初めは「目的」でもいい
じゃないかと考へておつたのでござ
います。が、「目的」と「趣旨」と、どちらに

いたしましても違ひがないといつたしま
すれば、法制局参事官の意向に沿つて
やつたわけではございせん。法制局を引
き合ひに出して答弁いたしました、申
しわけございせんが、実のところを
申し上げますと、そういうわけであり
ます。

○川俣委員 法律案を確定すると、国
家の意思になり、行為を拘束するわけ
です。従いまして、やはり前例がどう
なつておるかというのを十分検討し
た上で、用語の配置、ニュアンス等
についても、自分個人の意思をできるだ
け出さないやうにするのが、法制局の
従来の建前であつたのは私は理解いたし
ております。一人々々参事官がかわ
るごとに、法律のニュアンスが変
ると、それによつて行為を拘束すること
になる。これは非常に複雑になると思
ひます。これは私が言うに及ばな
い。従いまして、同じ所管内にござ
います法律でありますから、できるだけ
体裁を整えることが必要だろふと思ひ
ます。しかし、どこか違ふなければな
らないという理由があれば、その理由
を示されるなら、私はあえて反對する
のではない。むしろ同じ趣旨だとすれ
ば、わざわざ変える必要がなかつたの
ではないか。

○植田政府委員 私の先ほどの答
えが、法制局参事官の方で、若干の趣
味があつてやつたやうな表現で申し上げ
ましたが、この点は法制局といたしま
して、一貫した方針でやるべきこと
は当然でありまして、個人色を出すとい
ふやうな意味で申したわけではござ
いせん。北海道開発法ができましたの
と、現在との間で、若干時期のズレが
ございまして、多少用語等で時代的

な差はあるかも知れませんが、この辺は私どももいたしましては、同様な趣旨で書かれている、「目的」でありまして、「趣旨」でありまして、同様だと解釈しております。実はこれはそう深く研究しておりませんので、法制局ともよく打ち合せまして、御納得のいくように御説明申し上げたいと存じます。

○川俣委員 それではその程度にいたしておきます。

次にお尋ねいたしますが、私どもの理解では、国土総合開発のうちの東北開発を促進するのだ、その一環と申しますか、その一部分である、こういうふうに見るべきであると思ふのです。たとえば特殊土壌にいたしましては、離島振興にいたしましては、やはり国土総合開発の一環である、その連鎖である、こう見るべきものだとは私は理解をしております。そこで、ただ違ふのはどこにあるかという、一環ではあります、東北振興の早期達成、ここに目的があるのではないかと。国土総合開発という大きいワケ内において、あえて東北開発促進法案を出されるには、どこかに理由がなければならぬ、その理由は、おそらくおくれたる東北の振興の早期達成にある、そして全国的なレベルに到達させた上で、全国的な一つの総合開発の中に入れていく、こういう趣旨のための特別法であると私は理解しますが、この理解は間違っておりませんか、これは大臣にお尋ねしたい。

○宇田国務大臣 その趣旨はそうだと思います。

○川俣委員 そういふ趣旨だと御理解願いますならば、これは早期達成の

特別法だというのですから、何か早期達成の事項と申しますか、方針というものがここに入っていないければならぬはずだと思ふ。そういう目的でできたと思ふ。早期達成の事項といふか、そういうものが具体的に表われていなければ、特別法の意味をなさないと思ふ。たとえば何年以内にするのだ、そして五年なり七年の間に全国的なレベルに達成させるのだ、こういう事項がなければ、特別法の意味をなさないと思ふのです。大臣にその点……。

○宇田国務大臣 法の名づけ方それ自身が、開発促進と書いてありますから、当然これは長期にわたるという意味でない。開発法と開発促進法の違いはそこにあるのじゃないか、私はそう思っております。従つて、そこに計画を必要とするはずになつてくるわけでありまして。計画といふは、常識的にいつ、年限を限定するといふことがあり得ると思ふから、そういう意味で、年限を限定する開発法ということに、要するに長期ではない。ただ期間を何年に限るべきであるかということについては、法の運用の問題にまかしてあるのじゃないかと思ふ。

○川俣委員 大臣は、法の表題に促進法とあるから早期だ、こういうことで、法律の十分な形式、体裁にはなっていない。やはり内容に早期達成の条項がなければ、促進法の裏づけにはならない。見出しだけでごまかして、内容がないといふことは、ジャーナリズムはときどきやりますけれども、法律からいふと、そうじゃなくて、やはり内容を整えることが必要である。これを成文化することが目的でなければなら

ないと思ふのです。そこで、どうしてもこれは早期達成の条項がなければ不備だと思ふにせざるを得ない、この点一つ……。

○宇田国務大臣 当然そういうふうな内容になる法律であるから、私は促進という言葉を使つてあると思ふ。それがためには、開発審議会を設置するとか、あるいは東北開発の全体計画を作成するとか、こういうのがあつてから、当然そういう内容を持つべきものと思ふ。

○川俣委員 開発法の特種立法であります。離島振興法であるとか、特殊土壌地帯に対する振興法なども、これは臨時措置法だといふことで、やはり早期を対象にいたしております。法律の内容も、またそういうふうな制限がされておるはずで、東北振興の方は、振興法といふことで、あたかも早期であるがごとく表現されておるわけけれども、成文の中にはそうした条文はないのです。国土総合開発法という一つの基本法があるのでありますから、東北はやはり早期達成で、そこでおくれたる部分は、五年なり七年なりで、及ばずながらある程度のレベルまで上げていく、そして、これを国全体の総合開発の中に入れていかなければ、予算の適正な配分の上からも、必ずしも妥当じゃないと思ふ。やはり鉄は熱いうちにたたいて鍛えておかなければならぬと同様に、東北開発も、今までの商業資本と申しますか、民間資本では、相当な資源があるにかかわらず、開発されておられません。それは地理的条件に恵まれない、自然的条件に恵まれなかつたところから、開発がおとれておるのであります。これをすみ

やかに開発することが、単に東北の利益ばかりでなくして、日本のような小さな国土の中において、わずかばかりの資源をどうして活用するかという大

局的見地に立つて開発するべきものである。それは普通ならば民間資本なり民間の事業を促進していくのが、現在の社会においては常道でありまして、それがなされておるのか。これだけ資源が豊富でありながらも、おとれておりますのは、なかなか商業資本ベ

スに合わないといふところにあるのであります。そこで何と何と何ぐらいを五十年のうちに達成するならば、それらの資本の流れによつて、これに関連する産業が自然に起つてくるというところに、おそれなくねらいがなければならぬと思ふ。さつき夏堀さんですか、外資まで仰いでなんといふことは、どうかと思ひますけれども、何からか

まで、みなこの会社でやるのだ、この振興法でやるのだといふことは、私は無理じゃないかと思ふ。それでなくて、重要な問題を早期に取り上げていって、それらの産業が関連産業のいんしんを来たすといふところに、私は目的がなければならぬと思ふ。それによつて国土の総合開発の一貫性が出てくると私は思ふ。それでなければ、この予算の配分の上からいって、東北にだけ十分な開発の資金ができるとは思われない。こんなことは、東北人にそういうことを望むこと自体が私は間違ひだと思ふ。そこで、法律もいつまでもこれにたよれないといふようなことではなしに、五年の間に、あるいは七年の間に、重要な開発はやるのだといふことの方が私はすつきりしておると思ひますし、どうも長官はそう

いう考えでないかと私は理解しておりますが、大臣の理解するように法律の体裁ができていないのですけれども、この点どうでしょう。

○宇田国務大臣 法律の体裁の問題は、国土総合開発法による、国の基本計画のもとになる基本調査が実は非常におくれておまして、従つて、具体的ないろいろな確な数字を基本としての企画といふものは、非常に困難じゃないかと考えます。しかし昭和三十三年から三十七年までの経済計画を見てみました場合に、東北に何を期待すべきかといふことは、おおよそワクはきます。その中で重要な問題は、やはり隘路打開のためのエネルギーをいかにして東北に期待するか、あるいは鉄鋼資源の中で、特殊鋼資源としての砂鉄ないしチタニウムの科学的処理をどういふふうにするか、また、ただいま輸送の隘路がありますから、北海道との連関等により、あるいはそれに付随するところの二条ルール制度をどういふふうに取り上げていくとか、それから東北の日本海と太平洋岸との連絡が非常に不十分なために、困難な条件があるから、それに対してどういふふうな道路計画を立てるかとか、世界の十大漁場の一つである日本海及び太平洋の水産資源に対する応急的な国の資源対策をどういふふうにするか、森林対策に対しては、もちろん非常に高貴な資源が多いから、それに対する対策をどうするかとか、数えてみると、ただいまの日本経済の成長のための基本問題は、非常にここに温存されておる点が多い。これはもうはつきりしておりますが、そういう意味で、経済五カ年計画の中に重点的に

取り上げなければならぬ問題点が、東北の方に非常に多く横たわっている。それは当然解決すべきじゃないかと思っております。

また、最近にわれわれの調査によつて新しく出てきたのは、何といつても宮城県あるいは岩手県その他の県にも、ウランないし新しい核燃料物質の基本資源がかなりある。その一覽表はあとから皆さんに差し上げたいと思つておりますけれども、そういう面から見て、東北の持つておる学問的な実績、またそれに伴うところのその付近における新しい資源、学問的な立地条件が非常に有利なものがある。それに付随して資源をどういうふうに関係するかと、これは、五カ年計画の中に取り入れてこなければならぬ重要要素ではないかと思われぬ点があります。

従つて、この十五の二の中に掲げてあります「東北地方の開発の促進に関する基本的施策及び計画を企画立案すること」という条項がありますが、これは新しく五カ年計画の成長の伸び率を七ないし八と見た場合に、東北に期待するものはかなりウェイトが高くなつてきておると思ひます。しかし東北の一番の欠点はどこにあるかといふと、基本的な開発手段が非常に欠けておる、バランスがとれてないといふことであつて、資源そのものの内容、あるいは人口の割合に土地のバリエーションが、密度が非常に荒いといふ条件、そういうものは、工業立地条件にとつては非常に望ましい点があります。そういう点に着目をして、そうして新しく東北開発促進法というものを現実に具体化していかなきやならない特別な環境を持つておる、こういうふうな思つておるわけであつて、そういう問題点を取り上げて、五カ年計画のうらはらで、これを地区の総合開発計画に織り込んでいく、国土総合開発と並行して秋までに計画を立てたい、こういうふうにして思つております。

〇川俣委員 大臣の前段のことはよく理解できる。前段の国の総合開発としての意向というものは御説明の通りであらうし、そういう計画だろつと思つておる。その計画は、この総合開発法と予算の裏づけさえあれば達成できるはずなんです。あえて東北振興法に待たないでもできるはずなんです。それ、この法案を出された多くの人の熱意といふことも、政府も同意されまして提案されました趣旨といふものは、特別法を必要とするゆえんのもの、やはりそれらのものを早期に達成してやろう、しかし全部ではないぞといふくらいなことが、明らかに必要があるのじゃないかと思ふ。全部を東北振興法に期待するよりな意見も東北の中には非常に多いのです。これは期待はずれになるおそれがあるのじゃないか。やはりそれは日本の国全体としての総合開発の点から関連してやらなきやならぬ問題と、この特別法を作るからには、総合開発の上から特に取り上げて、これだけは早期に達成するのだという目的がなければ、特別法の趣旨は成り立たないと思ふのです。そうして早くこの東北振興法といふものが廃案になつて、国全体のレベルの上から、東北が必要なのかどうか必要なのかといふ別な見地に立つて、東北に必要であれば、それでやられることはちつとも差しつかえありません。振興法があつたらうと、なかつたらうと、国全体の計画の上から、どこが必要であるか、こういう取扱いにやはり帰るべきだと思ふのです。

ただ、その前提条件として、東北の産業といふものが片寄つておつたり、それに関連する産業が興るべくして興らなかつたり、いろいろな土地条件や地理的条件、自然的条件によつてはばまれておるものの中、特に国家的に取り上げていくものを取り上げる、それから一般の商業ベースで東北の開発ができる面もあるのです。たとえば銅の値上り等によりましては、必ずしも東北振興会社または国の東北だけに限る特別な援助を仰がないでも、やり得る面もあるわけなんです。これにまた特別な援助をやるということ、これは、国の財政の上から不公平になります。そういうことはやるべきでない、私は思ふ。われわれはどんなに東北振興のためとは言ひながら、一般の商業ベースでやり得るものまで特別に援助するといふことは、これは邪道だと思ふのです。ただ一般の商業ベースでは、なかなか資本の注入できないもの、民間資本だけでは、なかなか産業の興つてこないようなものを特に指定して早期に達成し、それと関連する産業は、民間資本なり、商業ベースで採算がとれるような会社の振興の基礎を作つてやるというところでなければ、こんな膨大な予算を東北振興だけにきき込めるものではないのです。

また現段階においては、国だけが全部をやるべきではないと思ふ。われわれの時代においては別ですけれども、あなた方の時代においては、これはなかなか困難だと理解をする。それであるからこそ、東北の代議士が地方へ歸つて、から宣伝をするためのような形の法律は、私はこれは必ずしも好ましい形ではないと思ふ。やはり東北振興の必要なのは早期達成にあるのだ、これは何をやるかといふことがはつきりして、このためには国の財政的な資金もこの点については最優先されるのだ、予算のワケの中でもこれが最優先されるのだといふことにならなければ、いつでも予算上不安定な形になる。何年計画かわからぬといふことになる、予算の配分がますます困難になると思ふ。やはり予算の重点的な、効率的な利用の上、活用の上からも、明確なものではないと。それに、やはり五年の間にこれをやるのだからといふことで、予算の裏づけをしておきませんと、ずるずるべつたりになりまして、効果が上らないことになり、気休めだけになる。これではせっかく特別法を出しても、せつかくの法律の権威といふものを失わしめる、法律の乱立の形になつていく。むしろ弊害を生む結果になると思ふ。今ではこういう特殊立法はむしろ整理の段階に入つてきている、私どもはそう理解している。国としてはむしろ総合的にやるべきなのを、総合性がなくなつたために、幾多の特殊立法ができてきている。特殊立法のために、むしろ総合性を欠いてくるきらいがあつて、この際はむしろ特殊立法の整理期間に入つたと私は見るのに、あえてこの法律を出されるゆえんのもの、何かそこに画期的なものがなければならぬと思ふ。この点、大臣、どうでしょう。

〇宇田國務大臣 こういふふうな地区を限つて従来の考え方と違つて開発計画がでなければならぬといふのは、やはり通信とか交通とか一般の環境に支配されて、昔の行政単位でもつても、の開発計画を立てるということ、時代にそぐわなくなつたといふものが、一つの時代の要請、あるいはこの経済計画といふものが、従来の行政単位では必ずしも適当ではないといふ基本問題も横たわつておると思ひます。そしてこの中で特に、たとえば最も東北地方でわれわれが隘路と思つておりますのは動力隘路であります、電源開発等だけを見ても、たとえば福島県と新潟県のように一つの連関のある総合対策が立たない、開発それ自身があまりよくないといふこともあります。水力発電がそうなつてきますと、そのピークのときの調節の問題で、当然火力の発電計画等がこになければならぬ、火力発電計画の位置の決定にいたして、従来は必ずしも適当でなかつたのじゃないかと思ひます。これは、本年の渾水状態を見て、一番水の豊富だといわれた新潟県が、一番打撃が大きくて、火力発電能力がなくて、生産能力を非常に阻害しているところがあります。従つて電力問題だけを見ても、五カ年計画の中において火力と水力との開発計画、そしてその設置すべき場所の問題等は、総合して勘案をしなければならぬといふことが、本年度だけの経験でもさういふことがあります。また砂鉄の開発、あるいはウラン鉱の探掘等を考え、非常にたくさんありまして、むしろ行政区域を撤廃した方が、東北の経済

的な資源開発のためには有利な点がたくさんあるように思われますので、そういう点を総合判断して、開発審議会の審議を経て計画を立てるべきではないか、こういうふうに思っております。

○川俣委員 私さっきから述べている点は、大臣が総合的な観点に立って東北を見るのだという点について、私は決して異論がない、それならばあえて特別法を出される必要がないのではないかと見解なんです。総合開発に予算をささげるわけならば、大臣の趣旨は十分達成されるわけなんです。ただ、それでは満足しないというのはどこにあるかという、先ほどから述べておる通り、特別立法をされるからには、やはり国の予算というものは、この特別法に従わせるという目的がなければ何にもならない、こういう観点です。特に私は、先ほどから重点的なものを早期に取り上げて達成させなければならぬというのを申し上げたのですが、昭和十一年に東北興業会社、東北振興電力会社等ができましたのも、これらの跡を振り返ってみると、成功している部分は振興電力だけなんです。あとはいたずらに商業資本と競争しただけでありまして、官業式と民間との競争で、むしろ官業式が敗北した歴史を残しておるにとどまるのです。従って、商業資本と競争する上のようなものをあえて作る必要は私はないと思ふ。これは会社法の上にも詳しく意見を述べ、討論をしたいと思ふますが、要は、どこにあるかというならば、先ほどから申し上げているように、何を一体特に早期に取り上げていくのかということ。あとのこと

は国土開発を総合的に見ていいのです。何と何だけは五カ年なり三カ年なりに達成させてやろうという意欲がなければ、私は特別立法の必要はないのじゃないかと思ふのです。

そこでお尋ねしたい。何と何がいかということは、これは審議会の議を経て大臣が裁断を下すであろうと思ひますけれども、やはりそうあれもこれもやるのだということになると、むしろ民間資本との衝突や競争を起すし、また悪くいたしますと、東北は採算ベースに合わないのだということ、初めから採算ベースに合わないのを興業会社がやる、振興がやるということになりますと、むしろこれを悪用されて、害毒を残すというよりなこともなしとはしない、損してもこれは国がやるのだということ、そのこと自体が損であつても、関連産業を振興できればいいと思ふのですけれども、そうではなくて、この地帯だけ、おれの地帯だけは何とか国の資本なり援助のもとにやろう、こういうことになりまして、これはむしろ悪用された結果の残滓を残すにとどまるのです。これは東北興業の歴史を振り返ってみるとわかります。確かに一つの功績を残しておるのは振興電力だけなんです。この振興電力も、にわかにやりましたために、現在ではかなり疎漏な建設計画であつたといふようなことはありますけれども、そのために、電力を利用した工業が、民間資本によつてかなりの事業が振興しておりますことは、これは明らかであります。今日の民間資本が東北に参りましたのは電力によつたのです。東北に電力が豊富だといふところから、これを動力源として、これによつて工業が誘致されていった。今日の工業の半分以上は電力のおかげなのであります。興業会社がやつたものではないのです。やつたものもありま

す。たとえば東北パルプのようなものはそうでありましかつても、その他のものは、とうにつぶれたものもありま

す。従つて、何と何をやはり早期に達成するのだということがなければ、意味をなさないと思ふのですから、くどくお尋ねするのです。これは決して回りくどく言つて、あなたを苦しめたいという意味ではないのですから、率直にお答えになつてほしいです。○宇田国務大臣 東北関係の資源といへば、農林水産関係でいへば、林産資源をどういふふうにして近代的な加工度を高めていくか、言葉をかえていへば、人口を土地に定着する手段を林産資源の活用によつてどうやっていくのかということが、非常に重大な問題の一つだと思ひます。水産資源にいたしましても、おそらく日本の代表的な漁場を持つておりますから、それに付随する漁港の整備、漁獲物の加工、加工度の高い処理方法、それが東北には非常に欠けてゐると思ひます。そして水産資源の獲得物を後方に輸送する場合の輸送組織といふものは、非常な水産資源の量に比べてアンバランスになつて、おそらくその沖でとつたものは、ほとんど土地の者のふところには関係なくして持ち去られるといふのが現在の事情であつて、これでは土地に人口を定着することは非常に困難である、こういうふうになつておられます。また地下資源で言いますと、何といつても世界的に優秀な砂鉄を持つておりますけれども、砂鉄の分析上の優秀さといふものは、われわれはつきり報告は受けておりますが、これに対する資金を見ても、微々たるものであります。しかも、日本は外国から相当な物量の鉄を輸入しております。アメリカに対しては今年三百万トンばかりのスクラップを要求しに行つて、五十万トンばかりは買えないという状態である。そうすると、多くの砂鉄をロータリー・キルンその他の方法で作つて、年間三百万トンないし五十万トンの鉄が得られますから、アメリカのスクラップは要らなくなるというふうな、国の実力上から、目に見えて明確に東北に期待すべきものがあります。そういふような二、三點をもつて見ても、その資本だけを考へてみても、とうていいただいまの開発金融公庫ないしは東北開発株式会社なりの規模、あるいはそれに対する金融方法から見ても、これは九牛の一毛であるといふふうに私は考へます。ほんとうに東北の資源にまつ正面から取り組んで、五カ年ではいかないかもしれせん、あるいは十年、十五年かかるものもあるかもしれせんが、それを現在明らかに調査の終わったものだけを、もつと近代的な処理をするといふことだけ考へてみましても、二百億やそこらの金はやはり問題にならないと、こういうのが、荒見当でわかります。そういうことを考へてみますと、東北開発のための金融公庫の業務、あるいは東北開発株式会社の定款、目的等を見ても、本来の経済開発はやはり会社がやるべきでなからうか、それから金融関係は、金融公庫をもつと活発な活動のできるように、また大衆にこれが直結し得るようにならなければならぬといふように思ひ

ます。また農家を見ても、冷害で非常に被害を受けておりますが、冷害に対応し得るような作付あるいは種類、あるいはビートその他に求めていきたいといふこともありますけれども、それも当然だと思つております。また乳牛の導入等につきましても、かなり専門的報告は聞いておりますけれども、これを見ても、相当まとまつた長期のアフター・ケアがなければ、これが土地に人口を定着するようにならぬのではないかと。第二次、第三次製品として牛乳またはこれを加工していく過程を見ても、北歐諸国等の組合組織、あるいは組合内におけるところの加工組織等を見ても、東北には全然そういうふうなものはないといふように思ひますから、立体的の農家の経営だけを考へてみましても、それ専門でもかなり莫大な資金の導入計画を持たなければならぬと思ひます。それがいわゆる法に掲げられてある審議会が審議すべき事項の重要な案件であつて、これはまじめに取り組まなければならぬ、こういうふう

に思つております。○川俣委員 もうなるべく控え目にしますが、私の言つてゐるのは、たとえ私は審議会の審議内容までここで論じようといふ考へ方はしていません。これはそれらの権限に移さるべきだと思ふのですが、またその場合に論じられるものだと思ひますから、それを制約するといふようなことで話をしているのではないので、法律を制定する以上、審議会にやはり暗示を与える必要上、私は議論してゐるのです。そこで、今大臣の話された砂鉄、これは日本として原料が不足であるから

ます。また農家を見ても、冷害で非常に被害を受けておりますが、冷害に対応し得るような作付あるいは種類、あるいはビートその他に求めていきたいといふこともありますけれども、それも当然だと思つております。また乳牛の導入等につきましても、かなり専門的報告は聞いておりますけれども、これを見ても、相当まとまつた長期のアフター・ケアがなければ、これが土地に人口を定着するようにならぬのではないかと。第二次、第三次製品として牛乳またはこれを加工していく過程を見ても、北歐諸国等の組合組織、あるいは組合内におけるところの加工組織等を見ても、東北には全然そういうふうなものはないといふように思ひますから、立体的の農家の経営だけを考へてみましても、それ専門でもかなり莫大な資金の導入計画を持たなければならぬと思ひます。それがいわゆる法に掲げられてある審議会が審議すべき事項の重要な案件であつて、これはまじめに取り組まなければならぬ、こういうふう

気のようなものは、火力電気の配分だけを考えてみても、東北では、どうしてもこしはらくは、とりあえず三十万キロないし五十万キロの火力を持たなければ、水力の能率をより高くしていけない。しかも置く場所が巴戸であつたり、新潟付近であつたり、こういうことになつて参ります。それを各県を見てください。必ずしも新潟県よりも山形県の方がいいと言えないのじゃないかという事情も生まれてくることもあります。そういうことは、全国の送電計画のロス計算等からは、全国計画と関連をさせながら見て、全国計画と関連をさせながら、位置の決定をするとか、あるいは質量の配分関係を規定するとかいうことは、やむを得ない事情があると思いま

す。従つて東北開発につきましても、全国関係の資源開発はどうしても切ることのできない。いろいろの条件がある、そういうことでありますから、やはり全国的な開発計画と並行して進めたいものと考えております。

○鈴木(直)委員　よくわかりました。

そこで東北開発計画は、東北開発審議会
の議を経て内閣総理大臣がこれを決
定する、こういうことになって、最終
決定は内閣総理大臣にある。東北開
発審議会の議は答申案にすぎないとい
うことになるのであります。東北開
発審議会は東北のみを中心として考
えますから、その答申は東北に重点を置
くことにならなければならぬ。

いた答申になると思います。その答申があった場合においては、必ずしもその答申案をそのまま内閣総理大臣が決定するものではない、それを重要参考として、全国的な開発計画とにらみ合せつつ、最終的には総理大臣が決定するものである、こういうふうに解釈し

てよろしゅうございますか。

○宇田国務大臣 そうでございます。

○鈴木(直)委員 そこで、その決定された計画を実施する部面におきまして、ただいま御意見が非常にございまして、それは別として、実施部面としては、民間資本でやるものについては、東北、北海道の開発の公庫法という恩恵を受けて民間がやることのできる、それから、それでやれないようなものは、東北開発株式会社において、国の長期資金においてそれをやる、こういうことになるのでありますけれども、それ以外に国及び地方公共団体が実施するもの、この部分についてお聞きしておきたいと思うのです。

国及び地方公共団体が実施する部面については、この法文中に規定されている以外にはないわけです。それで国並びに地方公共団体がこれを実施する場合における恩恵は何か、こういう点であります。民間がやる場合には金融の恩恵を受ける、またどうしてもやれないようなものは、開発法という国にかかわるべきものによって開発公社がやれる。それから国や地方団体が実施する場合にはいかなる恩恵を受けるか。しかも東北七県は再建団体に属しておる。こういう場合に、その受ける恩恵について見ますと、先ほど関連して御質問しましたけれども、大体第十二条になっているように思われる。ところがこの第十二条は、これが出てきたのでいいのですが、また将来法律改正ができませんから、これはいいいたしまして、この第十二条の二項において、地方公共団体がやる場合においては、百分の百二十の国の補助を受けるという恩恵があるわけです。この点は他の再建団体も同じでありますけれども、

も、しかしながら、それは政令によつてきまつておる。政令というものは、いつどういふふうになるかわからな

い。法律は国会を通過しなければ変更できない。そこに法律上の百分の百二十という恩恵が規定されておる、こういうことになるわけでありまして、しかしながら、この百分の百二十の恩恵というものは、東北開発計画に入っているものを百分の百二十にするのではない。この恩恵は、開発計画に入れているもので、地方公共団体がやるものが全部百分の百二十になっているならば、これは恒久性があると思う。ところが、この規定によりますと、それでなくして、再建整備法の十七条によつて恩恵である、こういうことになります。ところが、たとえば岩手県などが、五年ですか、六年ですかによつて、再建整備団体になくなります。それぞれの県が七年とかあるいは八年とかというふうになって、あるいは三年、四年の県もあるかもしれません。そうすると、その再建整備団体になくなった瞬間に、この十二条の二項の百分の百二十の恩恵というものはなくなつてしまふ、こういうことになるわけでありまして、そこで先ほど大臣は、再建整備団体の臨時的名目である、それから東北開発は恒久的なものであるというふうにお話になりましたが、恒久的な東北開発の計画に対しては、百分の百二十という恩恵は規定されておらない。

そこでお聞きしたいのは、それぞれの地方公共団体、かりに岩手県なら岩手県が五年後に再建団体になくなつたという場合には、岩手県は百分の百二十はもう落ちてしまふ。その次は何々

県が落ちてしまふ。福島県は九年でし

たか、十年でしたか、十年間は百分の百二十はあるであらうが……、こういうことになりまして、これは東北だけの特典ではない、これは全国の再建団体の特典にすぎない、こういうふうになるのです。でありますから、この規定によつて、東北の開発計画だけに与えられた特典というものがなくないように思ふ。この点についてどういふふうに政府は考えておられるか。将来再建整備団体になくなった場合においては、少くとも再建整備計画によつて残しておくというふうな法案に改正でもされるのであれば、この恩恵はなくなつてしまふ。こういうことになりまして、結論的には国及び地方団体がやるところの東北開発については、何らの恩恵がない、こういうふうにも思われるのであります。この点はどんなふうにお考えになつておられますか、それをお聞きしておきたい。

○宇田国務大臣 再建整備に関する法の期待するところが、おそらくその各団体の持つてゐる環境に応じて、所期の目的を達し得るものとは言ひ切れぬ面が、何県か全国に出てくるのだらうというところは予想されます。従つて、法の精神が、その場合に、国の財政規模の中においてどういふように新たに検討し直されるかというところは、将来において、必ずわれわれが直さなければならぬときがくるのだらうと思つておきます。しかし、ただいまの法の期待する精神の範囲内において、年次計画が必ず終る年度においては、それ自身が自立体制をとれるものとわれわれは考えます。それと、この国土開発計

画ないし東北開発促進に関するいろ

ろの計画というものは、非常なそごを来たすような内容の企画にはならぬ。そういうことを勘案しながら進んでいく、こういうふうにして思つております。あるいは団体そのものの再建が所期の年限内に達成し得るかいないかというところは、非常にむずかしい問題であると思ひますが、しかし、法の期待するところに沿わない場合の事態が起らぬとは言へませんから、その時分に、それをどういふふうにとわれわれは法体系を整えるかというところは、それは促進計画とは別に、全国的に勘案しております。促進計画そのものの中には、当然そういうふうな環境の変化を考慮に入れながら、われわれは促進計画を立てるべきじゃないか、こういうふうにして思つております。

○鈴木(直)委員 あまり長くは御質問いたしません、ここに幸いに出ているのです。自治庁長官が経済企画庁長官と協議して定める重要なもの」と書いてありますが、これがいわゆる再建法の指定事業というもののの中になつてゐる。そこで、そういうふうな再建団体にからみつかないで、永久的なことを考へるならば、東北開発計画というもののうちで、経済企画庁長官がよろしいというものについては百分の百二十をもらへるようになる。再建整備法十七条の指定事業の中にこれを入れておくと、その団体が再建整備団体になくなつてしまふと、その規定によつて百分の百二十は自然なくなつてしまふ。従つて、東北開発計画のものも百分の百二十がなくなつてしまふ。これははるまじくないから、せめて再建整備団

体なんというところを書かないで、予算の都合があるならば、先ほど質問があり

ましたが、再建計画、開発計画のうちで、指定事業とか何とかいうことを頭に置かないで、経済企画庁長官がこれとこれは大切なものだ、こういうふうにして思つたものは百分の百二十にする、こういうふうな規定であれば、ずっといつまでも続くわけですから、この再建整備団体の中にひつくるめた関係で、将来これは法律の改正を必要としやしないか、こういうふうにと考へるのであります。先ほどの質問にありましたように、再建計画の全部を百分の百二十にするというところは困難であります。ところが、百分の百二十にする部分は——これとこれとは重要なものではない、というふうに、自治庁長官と経済企画庁長官がきめたものについては、再建整備団体になくなるが、あつたが、これは百分の百二十である、こういうふうにして規定してもらへば、目的は達成されるんじゃないか、そういうなければ、民間団体がやる、あるいは東北開発公社がやるという場合には、それぞれ恩恵の部分については、恩恵は何もなくなくなる、こういうふうにして思ふのであります。その点について希望と意見を申し上げながら、御所見を聞いておきたいと思ひます。

○宇田国務大臣 私は御趣旨はもつともと思ひます。やはり法律のできました環境は、その年々によつて非常に変化して参ります関係で、そういうふうな東北そのものの後進性を開発するといふ趣旨に合うためには、当然行政機構の複雑化によつて予算措置も複雑化される、そして当初の企画通りにそ

のものが達成されないおそれがある、
あるいは不必要な出費が行政機構別に
あり得るということは、これは整理し
なければならぬと考えます。従って十
二条の第二項ですか、ここに掲げてお
るような複雑な規定を掲げなくてはな
らぬというのは、そこにこういう法律
の生まれる前提の複雑さを含んでおる
と思いますので、こういう点は将来と
もに整理をする、あるいは機会がきま
したら、御趣旨のように、これを新し
い機構のもとに統合するということは
考えなければならぬ、研究しなければ
ならぬものだと考えております。

○五十嵐委員長 次会は明十七日午後
一時より理事会、一時三十分より委員
会を開くこととし、本日はこの程度で
散会いたします。

午後四時四十四分散会

衆議院国土総合開発特別委員会議録
第十号中正誤

頁 段 行 誤 正

五 四末一四

昭和三十一年四月十九日印刷

昭和三十一年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局